

第 70 回総会第 3 委員会会議記録(2)

房野 桂 作成

11月19日(木)午前 第50回会議

決議の紹介(継続)

40. グローバル化とそれがすべての人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/70/L.43)

主提案国: エジプト

共同提案国: ベナン、チャド、朝鮮民主人民共和国、ヨルダン、モロッコ、スリランカ、シリア・アラブ共和国、チュニジア、ヴェトナム、アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、中国、コモロ、キューバ、コンゴ民主共和国、ジブティ、ドミニカ共和国、エクアドル、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、グァイアナ、ホンデュラス、インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国、イラク、ケニア、クウェート、レバノン、レソト、リベリア、リビア、マダガスカル、マリ、モザンビーク、ナミビア、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、カタール、ルワンダ、セネガル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウズベキスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン、ジンバブエ

決議の採択(継続)

19. 女兒(A/C.3/70/L.29/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ボツワナ(南部アフリカ開発協同体を代表)

追加共同提案国: アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エリトリア、エストニア、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハンガリー、イスラエル、イタリア、日本、ケニア、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、ニュージーランド、ニカラグア、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、サンマリノ、セネガル、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スイス、タイ、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、ウルグアイ

採択前ステートメント: ボツワナ(南部アフリカ開発協同体を代表)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: オランダ(ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リトアニア、ノルウェー、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、英国も代表)、オーストラリア(カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、リヒテンシュタイン、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、英国も代表)、トリニダード・トバゴ、米国

決議内容

総会は、

2013年12月18日の決議 68/146 と女兒に関するすべての関連決議を再確認し、国際女兒の日に関する2011年12月19日の決議 66/170 と婦人の地位委員会の合意結論、特に女兒に関連する合意結論を想起し、

「子どもの権利に関する条約」¹、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²、「障害者の権利に関する条約」³、これらの「選択議定書」⁴及び「婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻登録に関する条約」⁵を含め、子ども、特に女兒の権利に関連するすべての人権条約及びその他の関連条約を想起し、

「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題するポスト 2015 年の開発アジェンダの採択のための国連首脳会合の成果文書⁶、第 3 回開発のための資金調達国際会議の「アディスアベバ行動アジェンダ」⁷の採択を歓迎し、その他の女兒に関連する国際的に合意された開発目標とコミットメントを再確認し、

「子どもにふさわしい世界」と題する子どもに関する第 27 回特別総会の成果文書⁸、「北京宣言」⁹と「行動綱領」¹⁰、「女性 2000 年：21 世紀のジェンダー平等、開発、平和」と題する第 23 回特別総会の成果¹¹、「国際人口開発会議行動計画」¹²と「社会開発世界サミットの行動計画」¹³、「世界の危機---世界の行動」と題する HIV/AIDS に関する第 26 回特別総会で採択された「HIV/AIDS コミットメント宣言」¹⁴及び 2006 年¹⁵と 2011 年¹⁶に総会の高官会議で採択された「HIV/AIDS 政治宣言」を含め、女兒に関連する主要な国連首脳会合及び会議のすべての関連成果を再確認し、これらの完全かつ効果的实施が、「持続可能な開発目標」を含めた国際的に合意された開発目標を達成する基本であることを繰り返し述べ、

慢性的貧困が依然として女兒を含めた子どものニーズに応え、その権利を推進し保護することに対する最大の障害の一つであり、貧困がその他の子どものための基本的社会サービスの中でも清潔な水、衛生施設及び衛生へのアクセスを継続して妨げていることを認め、

貧困、特に極度の貧困をなくすために、緊急の国内・国際行動が必要とされることも認め、世界的金融・経済危機、不安定なエネルギーと食糧価格及び様々な要因の結果としての継続する食糧の不安定の継続中の影響が、家庭、特に女兒が家長を務める家庭に直接感じられていることに留意し、

社会保護、教育、適切な保健ケア、栄養、安全な飲用水を含めた水と衛生施設と衛生、スキル開発及び特に女兒に対する差別と暴力との闘いが、すべて女兒のエンパワーメントのために必要であることをさらに認め、女兒に関連して、国連システム全体にわたってジェンダーの視点を主流化することの重要性を想起し、

両親と法的後見人の死亡及びその他の経済的・社会的・政治的現実から生じるかも知れない子どもが家長を務める家庭、特に女兒が家長である家庭の深刻な社会問題及び病気と死亡を含めた HIV と AIDS のインパクト、大家族の崩壊、貧困、失業及び不完全雇用の悪化と移動並びに都会化が、子どもが家長を務める家庭の数の増加を助長していることについて深く懸念し、

1 国連、条約シリーズ、第 1577 巻、第 27531 号。

2 同上、第 1249 巻、第 20378 号。

3 同上、第 2515 巻、第 44910 号。

4 同上、第 2171 巻及び 2173 巻、第 27531 号及び決議 66/138、付録；国連、条約シリーズ、第 2131 巻、第 20378 号；及び同上、第 2518 巻、第 44910 号。

5 同上、第 521 巻、第 7525 号。

6 決議 70/1。

7 決議 69/313、付録。

8 決議 S-27/2、付録。

9 1995 年 9 月 4-15 日、北京、第 4 回世界女性会議記録(国連出版物、販売番号 E.96.IV.13)、第 I 章、決議 I、付録 I。

10 同上、付録 II。

11 決議 S-23/2、付録、及び決議 S-23/3、付録。

12 1994 年 9 月 5-13 日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連出版物、販売番号 E.95.XIII.18)、第 I 章、決議 I、付録。

13 1995 年 3 月 5-12 日、コペンハーゲン、社会開発世界首脳会合報告書(国連出版物、販売番号 E.96.IV.8)、第 I 章、決議 I、付録 II。

14 決議 S-26/2、付録。

15 決議 60/262、付録。

16 決議 65/277、付録。

一家の長である子どもたち及び成人の支援を欠いており、貧困と精神的・心理的トラウマ及び身体の虚弱に対して特に脆弱であるかも知れず、幼いころから課せられる経済的重荷とケアの重荷に異常に否定的な影響を受けているかも知れず、これが代わって教育を修了することの困難につながり、貧困、差別、人身取引及び身体的虐待に対する脆弱性を高めるかも知れない子どもが家長である家庭で育てられる子どもたち、特に女兒の極度の脆弱性についても深く懸念し、

貧困、武力紛争、気候関連及びその他の危険、自然災害、病気の発生及びその他の人道危機の状況で、子どもが家長を務める家庭の発生が増え、女兒を特に貧困、身体的・性的暴力と虐待、及び差別に対して脆弱にし、このようにしてその完全な発達の可能性を制限していることをさらに深く懸念し、

子どもが家長を務める家庭の状態に関する最近の情報と統計の欠如及び加盟国と国連システムによる適切な政策対応を特徴づけるそのような情報の必要性について深く懸念し、

決議 68/146 の実施に関する事務総長報告書が、その決議の優先テーマの実施に関する情報、つまり、子どもが家長を務める家庭の状況を含んでいないことに失望と共に留意し、

女性と女兒は HIV 感染に対してより脆弱であり、女性と女兒は、HIV と AIDS に感染し、発症している人たちのためのケアと支援を含め、HIV と AIDS という疫病のインパクトの不相応な重荷を担っており、これが幼年期を奪い、教育を受ける機会を減らすことにより女兒に否定的な影響を与え、女兒が一家の長にならなければならないという結果となり、最悪の形態の子ども労働と性的搾取に対する脆弱性を増すことを認め、

何百万人という女兒が、人身取引の被害者であり、武力紛争と人道危機の悪影響を受けている者を含め、子ども労働及びその最悪の形態に関わっており、国籍や出生登録のない子供たちが人身取引と子ども労働に対して脆弱であり、多くの子どもたちが、幼年期を奪い、教育と将来のディーセントな雇用から利益を受ける機会を減らす経済活動を家事と結びつけなければならないという二重の重荷に直面していることに懸念と共に留意し、この点で、無償のケアと家事労働を認め評価する必要性に留意し、

女兒が、とりわけ「持続可能な開発目標」、特にジェンダー平等と女兒のエンパワーメントに関連する目標の達成に向けた努力を妨げる様々な形態の差別と暴力及び強制労働にさらされるより大きな危険にしばしばさらされていることを認め、女兒の権利を推進するための重要な戦略として、男性と男児とのパートナーシップを通して、女兒にとっての公正で公平な世界を確保するためにジェンダー平等を達成する必要性を再確認し、

経済成長にとって極めて重要な女兒のエンパワーメントと女兒への投資、自分に影響を及ぼす意思決定への女兒の意味ある参画のみならず、貧困と極度の貧困の根絶を含め、すべての「持続可能な開発目標」の達成は、差別と暴力のサイクルを断ち、その人権の完全かつ効果的享受を推進し保護する際の鍵であることも認め、女兒をエンパワーするには、意思決定プロセスへのその積極的参画とより広い地域社会のみならず、その両親、法的後見人、家族とケア提供者、男児と男性の積極的支援とかかわりを得て、女兒の団体を通して、自分の生活と地域社会の変革の担い手としての参画が必要であることをさらに認め、

商業的性的搾取と子どもポルノ、強姦、性的虐待、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引及び女性と女兒に対して暴力を加えるための情報コミュニケーション技術とソーシャル・メディアの利用のような、あらゆる形態の子どもに対する暴力、特に女兒に不相応に悪影響を与える現象、さらに、これに相当する説明責任の欠如と刑事責任免除、及び女性と女兒に対する暴力が、社会における女兒の比較的低い地位を助長する差別的な規範を反映している特に地域社会レベルであまり認められず通報されることも少ないことに深い懸念を表明し、

女兒の教育及び質の高い教育、食糧の配分を含めた栄養、精神的保健ケア・サービスへのより少ないアクセス、男児よりも女兒がより少ない権利、機会、幼年期と思春期の利益を享受し、無防備の早すぎる性関係の結果に対して男児よりも女兒を脆弱にし、しばしば様々な形態の文化的・社会的・性的・経済的搾取と暴力、虐待、強姦、近親姦、名誉関連の犯罪と女性幼児殺し、子ども結婚、早期・強制結

婚、出生前性の選別及び女性性器切除のような有害な慣行を受ける結果となる、障害を持つ女兒を含めた女兒に対する差別と女兒の権利侵害についても深く懸念し、

広範に広がった慣行にもかかわらず、子ども結婚・早期・強制結婚は未だに報告数が少ないことをさらに深く懸念し、これにはさらなる注意が必要であり、子ども結婚、早期・強制結婚は、女兒を HIV と性感染症のさらなる危険にさらし、しばしば、早期性関係、早期妊娠と早期出産に繋がり、産科フィステラと重度の妊産婦死亡と罹病を増加させ、熟練した出産介添えと緊急産科ケアの領域を含め、適切な出産前後の保健ケア・サーヴィスを必要とする、特に若い女性と女兒にとってしばしば障害、死産、妊産婦死亡につながる妊娠・出産中の併発症を伴うことをさらに深く懸念し、これが教育を修了し、包括的知識を得、地域社会に参画し、雇用されることのできるスキルを開発する女兒の機会を減らし、その雇用機会と自分とその子どもの生活の質に長期的な否定的インパクトを与える可能性があり、その人権の完全享受を侵害し、損なうことに懸念を抱いて留意し、

国際社会、関連国連機関、専門機関、市民社会及び国際金融機関が、強化された財源と技術支援を通して、子どもが家長を務める家庭のニーズと優先事項及び女兒の水、衛生施設、衛生に対処する対象を絞った包括的プログラムを積極的に支援し続ける必要性を強調し、

保健ケア、衛生と衛生施設のみならず、性と生殖に関する健康の領域を含め、若い人々、特に思春期の女兒のための質の高い教育の強化された平等なアクセスが、予防できる病気と感染症、特に HIV 及びその他の性感染症に対するその脆弱性を劇的に減らすことを強調し、

1. 人権条約の下で規定されているように、女兒の権利の完全かつ緊急の実施の必要性を強調し、「子どもの権利に関する条約」¹⁹、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²⁰、「障害者の権利に関する条約」²¹及びこれらの「選択議定書」²²の署名、批准または加入を優先事項として検討するよう各国に要請する。

2. 国際労働機関の 1973 年の「最低年齢条約」(第 138 号)¹⁷及び 1999 年の「最悪の形態の子ども労働条約」(第 182 号)¹⁸にまだ批准・加入していないすべての国々に、そうすることを検討するよう要請する。

3. 品物とサーヴィスの厳しい欠如がすべての人間を傷つけるが、女兒にとっては特に脅威的であり、有害であり、子どもが家長である家庭で暮らすことによりさらに悪化し、その権利を享受し、その完全な可能性を果たし、社会の完全な構成員として参画することができないようになることを考慮に入れ、貧困、特に極度の貧困の中で暮らしており、適切な食糧と栄養、水と衛生施設を奪われ、基本的な身体的・精神的保健ケア・サーヴィス、シェルター、教育、参画及び保護へのアクセスが限られていたりまたはない女兒の状況を改善するよう国々に要請する。

4. 農山漁村地域で暮らしている者を含め、すべての子どもに初等教育を義務とし、無料で利用できるものにし、すべての子どもが質の高い教育に無料でアクセスできることを保障し、並びに特に無料の中等教育の漸進的導入を通して中等及び高等教育を万人が利用し、アクセスできるものにし、家庭への財政奨励策を増やすことにより教育への物理的アクセスを確保し、女兒の学校への行き帰りの安全を改善し、すべての学校がアクセスでき、安全で安心して暴力のないものであることを保障し、衛生と別箇で適切な衛生施設を提供して、アフーマティヴ・アクションを含め、平等なアクセスを確保する特別措置が、機会均等を達成し排除と闘い、特に低所得家庭の女兒と子どもと一家の長となった子どもにとって通学を確保することに貢献することを念頭に置くことにより、平等な機会と非差別に基づく教育への権利を認めるよう各国に要請する。

5. 労働市場に参入する若い女性が、完全で生産的な雇用、公正な補償及びディーセント・ワークを得る機会があることを保障するために、正規の教育を受けていない子どものための補習・識字教育を含め、適宜女兒のための情報技術教育、すでに結婚し妊娠している者を含めた初等教育後の教育を通して女兒

¹⁷ 国連、条約シリーズ、第 105 巻、第 14862 号。

¹⁸ 同上、第 2133 巻、第 37245 号。

を学校に留め置き、若い女性のためのスキル・起業訓練へのアクセスを推進し、男性と女性の固定観念と取り組む特別イニシャティブを含め、質の高い教育に重点を置くようすべての国々に要請する。

6. 両親及び法的後見人からの適切な指示を得て年齢にふさわしい性教育を含め、正規・非正規教育プログラムを優先して、女兒と思春期の女兒を支援し、彼女たちの発達する能力に沿って関連する適切な知識と情報を身に着けることができ、自信をつけ、自分の生活に責任を持てる政策とプログラムを開発し、女兒の身体的・精神的健康と福利の重要性と女兒と男児の間の尊重し合う関係を開発し、維持する必要性について女性と男性、特に両親を教育するプログラムに特に重点を置くよう、各国及び国際団体の支援を適宜受けて、市民社会及び NGO に要請する。

7. 幼年期と思春期で、女兒と男児の異なったニーズを認め、適宜、女兒の保健と教育へのアクセスを高め、その安全性を高めることになる教育機関及びその他の公共の場での私的なトイレ施設のみならず、特に女兒が飲用水を含めた清潔な水、衛生施設と衛生、女性用の衛生用品にアクセスできることを保障して、女兒と男児の変化するニーズに沿い、これに応える適合した投資を行うよう各国に要請する。

8. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を緊急に根絶する努力を強化するようにも各国に要請し、「北京行動綱領」²⁸に述べられている目標の達成に継続して悪影響を及ぼしている障害に対処し、さらなる行動とイニシャティブのパラグラフ 33 に含まれているように、差別法を改正または廃止するために女性と女兒を差別する残る法律を見直すことを含め、女兒のための政策とプログラムを実施する国内機構を強化し、または場合によっては女兒に対して行われる性暴力犯罪の加害者の刑事責任免除と闘い、適切な懲罰の利用可能性を保障することを含め、女兒の人権の実現に対して責任を有する機関の間の調整力を高め、これら目標を達成するために、あらゆる必要な資金を動員し、支援する措置を取るようすべての国々、国連システム及び市民社会に要請する。

9. 女兒と男児の雇用のための国際労働機関の適用できる要件が尊重され、効果的に施行され、雇用される女兒が、ディーセント・ワークと同一労働または同一価値労働に対して平等な支払と報酬に平等にアクセスでき、職場での経済的・性的搾取、差別、セクシュアル・ハラスメント、暴力と虐待から保護され、自分の権利について知り、正規・非正規教育、スキル開発、職業訓練にアクセスできることを保障するよう各国にさらに要請し、適宜、国内行動計画を含めたジェンダーに配慮した措置を開発し、子どもも労働とその最悪の形態、商業的性的搾取、危険な形態の子ども労働、人身取引と強制的で農奴のような労働を含めた奴隷のような慣行、適用できる国際法に違反して武力紛争における子どもの徴兵と利用を撤廃し、子どもが家長を務める家庭を含め、女兒がこの点でより大きな危険に直面していることを認めるよう各国に要請する。

10. 適宜、民間セクター、市民社会、NGO 及び地域社会を基盤とした団体を含めた関連利害関係者の支援を得て、性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の健康を享受する女兒の権利を保障するために必要なすべての措置を取り、統合された HIV 対応を持つプライマリー・ヘルス・ケアを確保し、それを思春期の女兒にもっとアクセスできるものにするために、持続可能な保健制度を開発し、既存の制度を強化するよう各国に要請する。

11. ジェンダー平等と、教育、栄養、水と衛生施設、出生登録、保健ケア、ワクチン接種と非感染性疾患を含めた死亡の主要原因を表す疾病からの保護のような平等なアクセスを推進する関連プログラムを開発しまたは見直し、女兒に特化したものを含め、すべての開発プロジェクトとプログラムにジェンダーの視点を主流化するようすべての国々に要請する。

12. 国内保健制度の能力を強化するよう各国に要請し、この点で、産科フィステュラを防止するのに必要な基本サーヴィスを提供し、家族計画、出産前後のケア、熟練した出産介添え、緊急産科ケア、出産前後ケアを含め、貧困と産科フィステュラが最も多く起こっているサーヴィスのいきわたらない農山漁村地域で暮らしている者を含め、思春期の女兒に連続したサーヴィスを提供することにより、起こるそのような症例を治療するために、適切な資金の配分を含め、要請に基づいて国内努力を支援するよう国際社会に勧める。

13. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、なくし、危険にさらされている者を保護することを目的とする法律と政策を制定し、支持し、厳しく施行し、婚姻は、配偶者となろうとしている者の情報を得た、自由で完全な同意があって初めて成立することを保障し、同意の最低法定年齢と婚姻最低年齢に関する法律を制定し厳しく施行し、婚姻最低年齢を引き上げ、必要ならば女兒を含めたすべての関連利害関係者を関わらせ、これら法律が十分に知られていることを保障し、包括的で調整された政策、行動計画及びプログラムをさらに開発して実施し、すでに結婚している女兒と思春期の若者を支援し、存続できる代替手段と制度的支援、特に女兒のための教育機会の提供を保障し、人権の完全享受を推進し、保護するために女兒の生存、保護、発達及び機会を確保し、そのような計画を女兒の全体的な発達プロセスの不可欠の部分とすることにより、女兒に平等な機会を保障するようすべての国々に要請する。

14. こどもが家長を務める家庭の子どもの権利が尊重され、そのような家庭の長が、すべての子どもの権利を行使することを保障し、さらにこどもが家長を務める家庭の子ども、特に女兒がその年齢に従って継続して学校に出席することを保障するに必要な支援を受けることを保障するよう国々に要請する。

15. こどもが家長を務める家庭、特に女兒が家長を務める家庭を保護し、支援し、エンパワーする法律を制定し実施する努力に、その財産と相続権、保健ケア・サービス、栄養、安全な飲用水を含めた清潔な水、衛生施設及び衛生へのアクセス、シェルターと教育及び相続へのアクセスを保障する規定が含まれ、家族と一緒にいられるように保護され、支援されることを保障するようにも国々に要請する。

16. こどもが家長を務める家庭の子ども、特に女兒のエンパワーメントのみならず、安全性と保護を確保するために立案されるプログラムとメカニズムを開発する際に、特に地域社会と協力し、地域社会を関わらせることによって、関連利害関係者とのパートナーシップを築き、彼らが地域社会から必要とする心理社会的支援を含めた支援を受けることを保障するよう、さらに各国に要請する。

17. こどもが家長を務める家庭の事実上の存在と一家の長である子どもであることまたは子どもによって育てられる子どもであることが、子どもと社会の持続可能性に与える長期的な経済的・心理的インパクトを特に強調して、家族と家庭の形成と構造に関する調査を強化するよう各国に要請する。

18. 家庭構造、性、年齢、障害の状態、経済状況、婚姻状態、地理的位置別の女兒に関する調査データの収集と分析を強化し、女兒の状況、特に彼女たちが直面する重複する形態の差別についての女兒の状況をよりよく理解するために、生活時間、無償のケア労働及び水と衛生施設に関するジェンダー統計を改善し、女兒の権利をよりよく保護するために、女兒が直面するかも知れないあらゆる形態の差別に対処する包括的で年齢にふさわしい取組を取るべき必要な政策とプログラム対応の開発を特徴つけるようにも各国に要請する。

19. 障害を持つ女兒が、他の子どもと同等にすべての人権と基本的自由を完全に享受することを保障するに必要なすべての措置を取り、そのニーズに対処するために立案された適切な政策とプログラムを採用し、実施し、強化するよう各国に要請する。

20. 女性幼児殺しと出生前性の選別、女性性器切除、強姦、ドメスティック・ヴァイオレンス、近親姦、性的虐待、性的搾取、子ども買春と子どもポルノ、人身取引と強制移動、強制労働と子ども結婚、早期・強制結婚を含め、あらゆる場でのあらゆる形態の暴力、差別、搾取、有害な慣行から女兒を保護する法律を制定して施行し、暴力と差別を受けている女兒を支援するために、年齢にふさわしい、安全で機密性があり、障害者がアクセスできるプログラムと医療的・社会的・心理社会的支援サービスを開発するようすべての国々に要請する。

21. わいせつ資料の通報と削除ができ、その作者、配布者、収集家が適宜訴追される適切なメカニズムが設置されることを保障して、子どもの性的虐待の描写を含め、子どもポルノのインターネット上での配布を防止するために、民間セクターとメディアを含め、関連利害関係者と協力して、必要な法的及びその他の措置を制定し施行するようすべての国々に要請する。

22. 女性に対する暴力、その原因と結果に関する人権理事会の特別報告者、人、特に女性と子どもの人身取引に関する特別報告者、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表の勧告に注意して、女性団

体との協議を含め、すべての当事者がかかわる監視・評価メカニズムの設立を通して、効果的な国内の施行手続のみならず、専門の資金を有し、広く普及され、実施のためのターゲットと予定表を提供すべき、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃するための包括的で学際的で調整された国内計画、プログラムまたは戦略を策定し、必要に応じて見直すよう各国に要請する。

23. 子どもの年齢と成熟度に従って、子どもに相当の重みが与えられる目的で、自分の意見を形成できる子どもが、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄で自由にその意見を表明する権利を持つことを保障し、この権利が完全に平等に女兒よっても享受されることを保障し、障害を持つ女兒のみならず、特別なニーズを持つ女兒を含め、女兒とその団体の代表を適宜意思決定プロセスに意味あるようにかかわらせ、その完全で効果的な参画を確保する目的で、女兒独自のニーズを明らかにし、それらニーズに応える政策とプログラムを開発し、企画し、実施し、評価する際の完全なパートナーとして女兒を含めるようにも各国に要請する。

24. 孤児、路上で暮らす子ども、国内避難民・難民の子ども、人身取引や性的・経済的搾取の影響を受けている子ども、HIVとAIDSに感染し、発症している子ども、拘禁され、または親の支援なく暮らしている子どもを含め、かなりの数の女兒が特に脆弱であることを認め、従って、適切なカウンセリングと心理社会的支援を提供することを含め、他の子どもと同等にその安全、就学、シェルター、栄養、保健及び社会サービスへのアクセスを保障し、そのような子どものために支援的環境を提供する政府・地域社会・家庭の能力を築き、強化する国内・小地域・地域政策と戦略を実施することにより、そのような子どものニーズに対処する適切な処置を国際社会の支援を得て、適宜取るよう各国に要請する。

25. 紛争前・紛争中・紛争後の状況及び気候変動関連とその他の危険及び自然災害、並びにその他の人道危機(このすべてが子どもを家長とする家庭の創出という結果になるかも知れない)での女兒の特別な脆弱性を考慮に入れて、女兒の権利を尊重し、推進し、保護するようすべての国々と国際社会に要請し、救援から回復まで人道緊急事態のあらゆる段階で女兒の保護のための特別措置を取り、安全な飲用水を含む清潔な水、衛生施設と衛生を含む基本サービスに女兒がアクセスできることを特に保障し、難民と国内避難民の女兒に特別な注意を払って、HIV感染を含む性感染症、強姦、性的虐待と性的搾取、拷問、誘拐、強制労働を含む人身取引から女兒を守り、軍縮、動員解除、リハビリテーション支援及び再統合プロセスにおいて、女兒の特別なニーズを考慮に入れるようにも各国に要請する。

26. 人道危機の中で、人道ワーカー及び国連活動に関わっている軍、警察、文民職員を含めた平和維持者による女性と子どもの性的搾取、虐待、人身取引のすべての行為を嘆かわしく思い、国連機関平和維持活動によって行われているこの点でのゼロ・トレランス政策を実施する努力を歓迎し、平和維持活動特別委員会の勧告に基づく関連総会決議で採択された措置¹⁹の遅滞のない完全実施を通して、そのような職員による虐待と闘うために必要なすべての適切な行動をとるよう、事務総長またはそのような人道ワーカーの加盟国と職員を派遣している国々に要請する。

27. 搾取の被害者である女兒の犯罪化に反対する効果的措置を取り、搾取された女兒が必要な心理社会的支援にアクセスできることを保障することにより、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するより幅広い努力の中で包括的な反人身取引戦略の一部として、性的・経済的搾取のためのものを含め、女性と女兒のあらゆる形態の人身取引と闘い、撤廃し、訴追する子どもと若者に配慮した効果的措置を考案し、施行し、強化するよう加盟国に要請し、この点で、「国連国際組織犯罪防止条約」²⁰を補う「人特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」を完全に尊重して、「国連人身取引と闘うための世界行動計画」²¹の関連規定及びそこに概説されている行動を完全に、効果的に実施するよう加盟国、国連及びその他の国際・地域・小地域団体、並びにNGO、民間セクター及びメディアを含めた市民社会に要請する。

¹⁹ 第59回総会公式記録、補遺第19号(A/59/19/Rev.1)。

²⁰ 国連、条約シリーズ、第2237巻、第39574号。

²¹ 決議64/293。

28. 「世界人権宣言」²²に書かれているように、万人には国籍への権利があることを再確認し、この点で、国際法の下で適用できる責務に従って国籍法を採用し、実施することを検討し、それによって国籍の取得を促進し、そうでなければ無国籍となるその領土で生まれた子どもまたは外国にいる国民の無料または低コストの出生登録を保障するようまだこれを行っていない国々に要請する。

29. 社会のすべてのセクター、特に子どもたちに、人権に関する年齢にふさわしいジェンダーに配慮した情報資料の翻訳、作成、普及を通して、人権教育、特に女兒の人権の完全尊重と享受を推進するよう、各国政府、メディアを含めた市民社会及び NGO に要請する。

30. 国連システムのすべての団体と機関、特に国連子ども基金、国連教育科学文化機関、世界食糧計画、国連人口基金、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界保健機関、国連エイズ合同計画、国連開発計画、国連難民高等弁務官事務所及び国際労働機関が、個々に集団的に、「国連開発支援枠組」を通して、国内の優先事項に従って、国別協力プログラムで、女兒の権利と特別なニーズを考慮に入れることを保障するよう、国連システム事務局長調整理事会の議長である事務総長に要請する。

31. マンデートの実施に、定期的に、組織的に、ジェンダーの視点を採用し、女性と女兒の人権の侵害の質的分析に関する情報を、その報告書に含めるよう、すべての人権条約機関と特別手続を含めた人権理事会の人権メカニズムに要請し、この点で、協力と調整の強化を奨励する。

32. 「持続可能な開発目標 3」、特に 2030 年までに AIDS という疫病をなくすというターゲットを達成する目的で、妊娠している女兒と若い思春期の母親及び障害を持つ女兒を含めた危険にさらされており、HIV に感染または発症している女兒及び一家の長である子どものために、包括的な HIV と AIDS の予防、治療、ケアとサポートを提供するために立案されるすべての政策とプログラムで、特別な注意と支援が与えられることを保障するよう、各国に要請する。

33. 持続可能で予測できる方法に基づいて、開発途上国に、手頃な価格で薬品へのさらなるアクセスを提供することを目的とするものを含め、社会開発のための資金の動員に貢献する革新的な資金調達メカニズムに基づくものを含め、諸国グループが行う任意のイニシャティヴのみならず、2 国間及び民間セクターのイニシャティヴを含め、女兒が利用できる抗レトロウィルス薬、特に二次薬の価格を下げることを目的とするイニシャティヴを推進するよう各国に勧め、この点で、UNITAID の国際薬品購入ファシリティに留意する。

34. 子どもたち、特に女兒が、活発で健康な生活のための食事のニーズと食物の要件に応える十分で、安全で、栄養のある食物にいつでもアクセスできるという目標を持って食物と栄養支援を統合するようすべての国々に要請する。

35. HIV に配慮したプログラムを含め、社会保護プログラムが、通学を保障し、その権利を保護して、女兒のニーズと脆弱性に特に注意を払って、孤児及びその他の脆弱な子どもに提供されることを保障するよう各国に要請する。

36. 若い人々、特に女兒がその社会的、経済的及びその他の可能性を実現するために必要な知識、態度及び生活技術を身につけ、HIV 感染の予防と早期妊娠を含め、その課題を克服し、性と生殖に関する健康を含め、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康を享受できるようにするために、あらゆるレベル、特に教育と保健セクターの資金を増やすよう、各国と国際社会に要請する。

37. 財源と技術支援の配分を通して、子どもが家長を務める家庭の状況に対処する努力を継続して支援するよう、各国、国際社会、関連国連機関、市民社会、国際金融機関に要請する。

38. この点で、資金の強化された利用可能性と効果的配分が、あらゆるレベルで必要とされることを認め、子ども、特に女兒への投資とその権利の実現が、貧困根絶の最も効果的な方法の一つであることを再確認して、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」²⁴と「第 3 回開発のための資金調達国際会議」の「ア

²² 総会決議 217A(III)。

「ディスアベバ・アジェンダ」²⁵及びその他すべての関連する国際的に合意された開発目標、特に世界・地域・国レベルでの貧困根絶のための目標の完全かつ時宜を得た実現に向けた世界的努力に特に協力し、支援し、参加することにより、女兒の福利が基本である環境を醸成するよう、各国と国際社会に強く要請する。

39. 女兒の福利に関する本報告書のインパクトを評価する目的で、加盟国、国連システムの機関及び NGO によって提供された情報を利用して、女兒の教育への権利の実現に向けた加盟国による社会的・経済的・政治的投資の改善に関する状況分析を含め、本決議の実施に関する報告書を第 72 回総会に提出するよう事務総長に要請する。

40. その報告書の中に、子どもが一家の長を務める家庭という優先テーマに関する決議 68/146 の規定の実施及び世界的に子どもが家長を務める家庭の状況と広がりに関する最新の状態に関する情報を含めるようにも事務総長に要請する。

20. ナチズム、ネオ・ナチズム及びその地の現代の形態の人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容を助長する慣行の称賛との闘い(A/C.3/70/L.59/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ロシア連邦

追加共同提案国: アルジェリア、ベナン、ブルキナファソ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ヨルダン、フィリピン、ルワンダセルビア、テュニジア、タンザニア連合共和国

採択前ステートメント: ベラルーシ、シリア・アラブ共和国、米国

賛成 126 票、反対 4 票、棄権 53 票で、決議を採択

採択後ステートメント: ウクライナ、ルクセンブルグ(欧州連合、モルドヴァ共和国、ウクライナ、ジョージアも代表)、スイス(アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも代表)、アルメニア(集団的安全保障条約機関(CSTO)を代表)、中国、キプロス、ギリシャ

21. 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の全面撤廃と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップの世界的呼びかけ(A/C.3/70/L.61)---PBI なし

主提案国: 南アフリカ(G77/中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

票決前ステートメント: イスラエル、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、米国

賛成 128 票、反対 11 票、棄権 44 票で、口頭で修正の決議を採択

票決後ステートメント: スイス(アイスランド、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェーも代表)

口頭での決定

1. 議長の提案で、議事項目 72(b)の下での文書 A/79/339 と A/70/367 に留意した。

決議の採択(継続)

22. 強制失踪からのすべての人々の保護のための国際条約(A/C.3/70/L.44)---PBI あり

主提案国: モロッコ

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、ベルギー、ブラジル、チリ、コスタリカ、キプロス、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、パナマ、パラグアイ、ポーランド、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルバニア、アンドラ、アンティグア、バーブダ、オーストリア、ベナン、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ベルギー、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、コロンビア、コートイヴォワール、クロアチア、キューバ、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エリトリア、エストニア、ジョージア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、日本、ヨルダン、カザフスタン、ラトヴィア、レバノン、レソト、リトアニア、マダガスカル、モルディヴ、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、ペル

一、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セネガル、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トリニダード・トバゴ、テュニジア、ウクライナ、英国
コンセンサスで決議を採択

23. 朝鮮民主人民共和国における人権状況(A/C.3/70/L.35)---PBI なし

主提案国: 日本、ルクセンブルグ

追加共同提案国: アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ジョージア、ホンデュラス、モルディヴ、マーシャル諸島、ニュージーランド、パラオ、セルビア、セイシェル、トルコ、ウクライナ

票決前ステートメント: 朝鮮民主人民共和国、日本、ナイジェリア、シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、エジプト、キューバ(非同盟運動を代表)、ボリヴィア多民族国家、ベラルーシ

日本のステートメント: 朝鮮民主人民共和国の人権状況は、継続して重大なものになっている。テキストは、再びかの国の状況に対応する国際社会にとっての指導原則を提供した 2014 年 2 月の調査委員会の結果に基づいている。調査委員会は、説明責任を確保するために、安全保障理事会に適切な行動をとるよう奨励し、この点で理事会は、正式会議で初めて 12 月にこの問題を討議した。日本人を含め、様々な国籍の外国人の拉致がテキストの中で想起されているが、これは朝鮮民主人民共和国に国際社会がメッセージを送り、かの国が誠実にこれに応える重要な機会を表している。

賛成 112 票、反対 19 票、棄権 50 票で口頭で修正の決議を採択

採択後ステートメント: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エクアドル、ブラジル、中国、ロシア連邦、シンガポール、ヴェトナム、ラオ人民民主主義共和国、エルサルヴァドル、ミャンマー、朝鮮民主人民共和国、ノルウェー、オーストラリア(カナダ、アイスランド、リヒテンシュタインも代表)

11月19日(木)午後 第51回会議

決議の採択(継続)

24. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/70/L.45)---PBI なし

主提案国: カナダ

追加共同提案国: アルバニア、ニュージーランド、パラオ、ヴァヌアト

共同提案国辞退: ギリシャ

票決前ステートメント: イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、朝鮮民主人民共和国、ナイジェリア、エクアドル、コスタリカ、キューバ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家

賛成 76 票、反対 35 票、棄権 68 票で決議を採択

採択後ステートメント: ブラジル、日本、チリ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、中国、ロシア連邦、グアテマラ、ミャンマー、メキシコ、韓国、ギリシャ

日本のステートメント: 日本はこの決議に賛成票を投じた。イランの人権状況に真剣に対処するというイラン大統領の政策を歓迎し、具体的な進歩が遂げられ、国際社会との対話が国連機関との継続する協力と共にさらに強化されることを希望する。日本としては、イラン政府との対話と協力に関わり続ける積りである。

25. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/70/L.47)---PBI あり(A/C.3/70/L.67)

提案国: カタール、サウジアラビア

追加共同提案国: ボツワナ、アイスランド、モンテネグロ、オマーン、ウクライナ

共同提案国辞退: ギリシャ

票決前ステートメント: シリア・アラブ共和国、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主人民共和国、ナイジェリア、米国、トルコ、カタール、サウジアラビア、アルジェリア、キューバ、ベラルーシ

賛成 115 票、反対 15 票、棄権 51 票で決議を採択

票決後ステートメント: イラン・イスラム共和国、ブラジル、エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、レバノン、アルゼンチン、中国、スイス(アイスランド、リヒテンシュタインも代表)、ロシア連邦、ギリシャ、カナダ、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、日本、ハンガリー

日本のステートメント: テキストを共同提案する際に、日本はシリアの恐ろしい人権状況を考慮に入れた。しかし、テキストが、アルクッツ・ブリゲイズとイスラム革命守備隊に言及しているのは不快である。すべての側が決議案に注意して状況を改善することに向けて活動することが期待される。

答弁権行使

サウディアラビア: 賛成票を投じてくださった方がに感謝する。テキストに関するコメントは考慮に入れられるであろう。今後シリアに関する決議を提出することが必要でなくなることを希望する。

11月20日(金)午前 第52回会議

決議の採択(継続)

26. 平和と開発にヴォランティア活動を統合する: 次の10年のための行動計画 A/C.3/70/L.15/Rev.1)---PBI なし

主提案国、ブラジル、日本

日本の決議案の紹介: 事務総長の行動計画は、ヴォランティア活動を「2030 アジェンダ」を実施するための効果的メカニズムとして認めており、ヴォランティア精神を推進するために、関連利害関係者の間の強力なパートナーシップを要請している。決議案の中で、加盟国は、行動計画を十分検討するよう要請され、ヴォランティア精神をその国内開発計画に統合するよう奨励されている。

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブダ、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ラトヴィア、レバノン、レソト、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、モナコ、モンテネグロ、モザンビーク、ネパール、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロヴァキア、スロヴェニア、南スーダン、スペイン、スリランカ、スウェーデン、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: トーゴ

27. 民族自決権の普遍的实现(A/C.3/70/L.60)---PBI なし

主提案国: パキスタン

追加共同提案国: ベリーズ、エルサルヴァドル、ガーナ、ホンデュラス、ジャマイカ、ケニア、レソト、モーリシャス、パラグアイ、ルワンダ、セネガル、セイシェル、スワジランド、タジキスタン、タンザニア連合共和国

コンセンサスで決議を採択。

採択後ステートメント: 米国、アルゼンチン、スペイン

答弁権行使

英国: ジブラルタルの人々に対する長年のコミットメントを再確認し、英国は、ジブラルタルの人々が支持しない折衝プロセスに入る積りはない。

決議の採択(継続)

28. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」---PBI なし

主提案国: ニューゼーランド

共同提案国: アルバニア、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マレ

ーシア、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、スウェーデン、ウクライナ、米国、アンドラ、バングラデシュ、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カナダ、コスタリカ、コート・ド'イボワール、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、インド、インドネシア、インド・イスラム共和国、アイルランド、イスラエル、ジャマイカ、日本、ヨルダン、カザフスタン、ラトヴィア、レソト、リベリア、マラウイ、モルディヴ、マルタ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パプアニューギニア、フィリピン、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、南スーダン、スペイン、スリナム、スワジランド、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：インド

29. テロ対策中の人権と基本的自由の保護(A/C.3/70/L.23/Rev.1)---PBI なし

主提案国：メキシコ

追加共同提案国：アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、レソト、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：エジプト

30. 人権と一方的強制措置(A/C.3/70/L.32)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

賛成 126 票、反対 53 票、棄権 1 票で決議を採択

票決後ステートメント：米国

31. 人権条約機関の委員の公正な地理的配分の推進(A/C.3/70/L.33)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

追加共同提案国：ロシア連邦

票決前ステートメント：ルクセンブルグ(欧州連合を代表)

賛成 124 票、反対 54 票、棄権 1 票で決議を採択

32. 人権と文化的多様性(A/C.3/70/L.38)---PBI なし

主提案国：キューバ(非同盟諸国運動を代表)

票決前ステートメント：ルクセンブルグ(欧州連合を代表)

賛成 130 票、反対 54 票、棄権 0 票で決議を採択

票決後ステートメント：米国

33. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念、汚名、差別、暴力のそそのかし及び対人暴力との闘い(A/C.3/70/L. 40/Rev.1)---PBI なし

主提案国：エジプト(イスラム協力団体を代表)

追加共同提案国：オーストラリア、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、エリトリア、ガーナ、レソト

採択前ステートメント：ルクセンブルグ(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

34. 宗教または信念の自由(A/C.3/70/L.41/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ルクセンブルグ

追加共同提案国: カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ガーナ、レソト、リベリア、マダガスカル、ニュージーランド、パラオ、パナマ、フィリピン、タイ、トルコ、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

11月23日(月)午前 第53回会議

決議案の撤回

主提案国南アフリカ(G77/中国を代表)は、社会開発関連の3本の決議(A/C.3/70/L.17、A/C.3/70.L.18/Rev.1及びA/C.3/70/L.19/Rev.1)を撤回

決議の採択(継続)

35. 農山漁村地域の女性と女兒の状況の改善(A/C.3/70/L.24/Rev.1)---PBI なし

主提案国: モンゴル

追加共同提案国: アルジェリア、アンゴラ、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンディ、カナダ、中国、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エクアドル、エリトリア、エストニア、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、レバノン、レソト、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、ルーマニア、セルビア、シエラレオネ、スロヴァキア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、東ティモール、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ウルグァイ、ザンビア、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: リビア、スーダン、イエーメン、モーリタニア、ホーリーシー

決議内容

総会は、

2001年12月19日の決議56/129、2003年12月22日の決議58/146、2005年12月16日の決議60/138、2007年12月18日の決議62/136、2009年12月18日の決議64/140、2011年12月19日の決議66/129及び2013年12月18日の決議68/139を想起し、

すべての人権と基本的自由を推進し保護するすべての国家の責務を確認し、女性と女兒に対する差別を含めたあらゆる形態の差別が、「国連憲章」、「世界人権宣言」²³、「市民的・政治的権利国際規約」²⁴、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」²⁴、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」²⁵、「子どもの権利に関する条約」²⁶、「障害者の権利に関する条約」²⁷及びその他の人権条約に反するものであることも確認し、

²³ 決議217A(III)。

²⁴ 決議2200A(XXI)、付録を参照。

²⁵ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

²⁶ 同上、第1577巻、第27531号。

²⁷ 同上、第2515巻、第44910号。

関連国際会議と首脳会合の成果文書、特に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」²⁸と「行動綱領」²⁹、「女性2000年：21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果³⁰、「先住民族に関する世界会議」として知られている総会の高官本会議の成果文書³¹及び「開発への権利宣言」³²に含まれている農山漁村地域の女性と女兒に関連する規定を想起し、

ジェンダー平等と農山漁村地域の女性と女兒を含めたすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成することを目的とした、「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題するポスト2015年の開発アジェンダ採択のための国連首脳会合の成果文書³³及び「第3回開発のための資金調達国際会議のアディスアベバ行動アジェンダ」³⁴の採択を歓迎し、

農山漁村女性は、貧困削減の重要な担い手であり、貧しい脆弱な家庭での食糧の安全保障と栄養の達成にとって、環境的持続可能性にとって極めて重要であり、そのほかにも、「持続可能な開発目標」のすべての達成にとっても極めて重要であることを認め、

農山漁村女性が、経済資源と機会への限られたアクセス、貸付、改良サービス及び農業インプットのみならず、その質の高い教育、保健ケア、司法、土地、水及びその他の資源への限られたアクセスまたはアクセスの欠如のために、継続して経済的に、社会的に不利な立場にあることに懸念を表明し、その企画と意思決定からの排除と無償のケア労働の不相応な重荷についても懸念を表明し、

土地及びその他の天然資源へのアクセスに関連する継続中の格差に対処する手助けをするために、実施の主たる指導原則の一つとして、ジェンダー平等を含む、世界食糧の安全保障委員会によって支持された「国内の食糧の安全保障の状況での土地の保有、漁業、林業の責任あるガバナンスに関する任意のガイドライン」³⁵と「農業と食糧制度への責任ある投資のための原則」³⁶を認め、

1. 事務総長報告書³⁷に留意する。

2. 国連システムの機関と市民社会との協働で、特に以下により、その国内・地域・世界開発戦略において、見直しを含めた関連国連会議と首脳会合の成果を実施し、統合され、調整されたフォローアップを確保し、先住民族女性と子ども、障害を持つ女性と高齢女性を含めた農山漁村女性と女兒の状況の改善を一層重要視する努力を継続するよう加盟国に要請する：

(a) 農山漁村女性の状況を改善するための機能的環境を醸成し、「私たちが望む未来」と題する持続可能な開発に関する国連会議³⁸と「私たちの世界を変革する：持続可能な開発2030アジェンダ」と題するポスト2015年の開発アジェンダ採択のための国連首脳会合³³の成果文書を含め、国際的に合意された開発目標に基づいて、存在する場合には貧困削減戦略文書を含め、強化された協力とジェンダーの視点、開発政策とプログラム及び貧困根絶戦略を含めたマクロ経済政策の開発、実施、フォローアップへのその完全かつ平等な参画を通してそのニーズ、優先事項、および貢献への組織的関心を確保すること。

(b) 選挙及び国民投票で投票し、公的に選出される機関に選出される資格を得、自由に意見を述べ、結社し、自耕自給農業・小自作農の女性農業者が会員である女性農業団体、労働組合またはその他の協会及び農山漁村女性の権利を推進している市民社会団体を支援する農山漁村女性の権利を推進し、保護す

²⁸ 1995年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議記録(国連文書、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I、付録I。

²⁹ 同上、付録II。

³⁰ 決議S-23/2、付録、及び決議S-23/3、付録。

³¹ 決議69/2。

³² 決議41/128、付録。

³³ 決議70/1。

³⁴ 決議69/113、付録。

³⁵ 国連食糧農業機関、文書CL144/9(C2013/20)、補遺D。

³⁶ 国連食糧農業機関、文書CFS2014/41/4Rev.1。

³⁷ A/70/204。

³⁸ 決議66/288、付録。

ることにより、適宜アファーマティヴ・アクションを通して、農山漁村女性の政治的・社会経済的エンパワーメントを追求し、あらゆるレベルの意思決定への完全かつ平等な参画を支援すること。

(c)ジェンダー平等及び農山漁村開発プログラムと戦略の立案、開発及び実施とフォローアップにおいて、先住民族女性、障害を持つ女性及びその他の女性を含めた農山漁村女性とのその団体とネットワークを通じた相談及び参画を推進すること。

(d)農山漁村女性の視点が考慮に入れられ、彼女たちが、紛争後の状況の緩和、平和の仲裁、気候変動のインパクト、自然災害を含めた緊急事態、人道支援、平和構築、紛争後の再建に関連する政策と活動の立案、実施、フォローアップ及び評価に参画することを保障し、この点で、農山漁村女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力と差別を撤廃する適切な措置を取ること。

(e)不足している場合には、農山漁村、農業及び予算政策を含め、開発政策、計画及びプログラムの立案、実施、評価及びフォローアップにジェンダーの視点を統合し、ジェンダーに関する主要省庁と政策策定者、ジェンダー本部機構、及びその他のジェンダー専門知識を有する団体と機関の間のあらゆるレベルでの調整を確保し、あらゆる領域で採択される政策とプログラムから農山漁村女性が利益を受け、貧困の中で暮らす農山漁村女性の不相応な数が減少することを保障するために、農山漁村女性のニーズに一層注意を払うこと。

(f)意思決定プロセスと天然資源のガバナンスにおいて、ジェンダー平等の配慮を主流化し、天然資源の持続可能な利用を管理する際に、女性の参画と影響力を強化し、天然資源の管理とガバナンスにおいて、ジェンダー平等問題をよりよく理解し、対処する各国政府、市民社会及び開発パートナーの能力を強化すること。

(g)農山漁村女性の特別な保健と栄養ニーズに対処することにより、妊産婦保健を改善するために、資金の創出を含めた措置を強化し、出産前後の保健ケア、緊急産科ケア、家族計画情報及び有害な慣行の撤廃と HIV を含めた性感染症の予防のための知識、意識及び支援を高めるといったような性と生殖に関する健康のような領域を含め、質の高い、料金が手頃で普遍的にアクセスできるプライマリー・ヘルス・ケアと支援サービスのみならず、「国際人口開発会議の行動計画」³⁹と「北京行動綱領」²⁹及びそれらの見直し成果に従って、その性と生殖に関する権利を推進し、保護することにより、農山漁村地域の女性と女兒のための到達できる最高の水準の保健へのアクセスを高め、提供する具体的措置を取ること。

(h)農山漁村女性と子どもの健康と栄養を改善するために、持続可能なインフラ、安全な飲用水と衛生施設及び安全な料理・暖房慣行へのアクセスを改善すること。

(i)農山漁村女性と女兒及びその家族の食糧の安全保障と栄養に関連するニーズを含め、農山漁村女性と女兒の基本的ニーズに応え、エネルギーと輸送、科学と技術、地方のサービス、能力開発・人材開発措置及び安全で信頼できる水の供給と衛生施設、栄養プログラム、料金が手頃な住居プログラム、教育と識字プログラム、「国際人口開発会議行動計画」、「北京行動綱領」及びそれらの見直し成果に従って、性と生殖に関する健康、性と生殖に関する権利の領域を含めた保健と社会支援措置、心理社会的側面を含めた HIV の予防・治療・ケア・サポート・サービスの提供のような重要な農山漁村への改善された利用可能性とアクセスを通じたディーセントな労働条件と地方・地域・世界市場へのアクセスのみならず、適切な生活水準を推進する努力に投資し、強化すること。

(j)すべての人権と基本的自由の農山漁村女性と女兒による完全享受を推進し、保護する国内政策と法的枠組を立案し、実施し、ドメスティック・ヴァイオレンス、性的暴力、及びその他の形態のすべてのジェンダーに基づく暴力を含め、その人権侵害を大目に見ない環境を醸成すること。

(k)しばしば資金へのアクセスがほとんどなく、より脆弱な先住民族女性を含めた高齢女性への支援の提供に特に重点を置いて、金融サービス、インフラ・サービスの提供を通して農山漁村地域の高齢

³⁹ 1994年9月5-13日、カイロ、国際人口階位初会議報告書(国連文書、販売番号 E.95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

女性が、基本的社会サービス、適切な社会保護/社会保障措置、経済資源への平等なアクセスと管理及びそのエンパワーメントに関して考慮に入れられることを保障すること。

(l)食糧の安全保障と栄養への重要な貢献として、現在と未来の世代のための伝統作物と生物多様性の保存と持続可能な利用において、農山漁村地域の先住民族女性を含めた農山漁村女性の重要な役割と貢献を評価し、支援すること。

(m)特に意思決定プロセスへの参画を通して、その優先事項とニーズが政策とプログラムに完全に組み入れられることを保障するのみならず、特に保健と教育に関連して、生産的雇用とディーセント・ワーク、経済・金融資源及び障害に配慮したインフラとサービスへの平等なアクセスを保障することにより、農山漁村地域の障害を持つ女性と女兒の権利を推進すること。

(n)銀行業務、現代の貿易業務、金融手続における農山漁村女性の経済的スキルを推進するために、特別な支援プログラムと諮問サービスを開発し、農村地域のさらに多くの女性、特に母子家庭にその経済的エンパワーメントのために少額貸付及びその他の金融・事業サービスを提供すること。

(o)公共投資の提供を継続することにより、自耕自給農業の女性を含め、女性起業家と女性小作農業者を支援し、農業におけるジェンダー・ギャップを埋めるために、農山漁村女性への民間投資を奨励し、彼女たちの改良・金融サービス、農業インプットと土地、水衛生施設と灌漑、市場と革新的技術へのアクセスを促進すること。

(p)女性の経済能力を高める資本、知識、ツールを女性に提供する対象を絞ったプログラムのみならず、既存の貯蓄と貸付計画への女性のアクセスを高めるための国内レベルと政府開発援助を通じたものを含めた資金を動員すること。

(q)農業及び非農業セクターにおけるディーセント・ワークへの農山漁村女性の平等なアクセスを保障し、改善することを求め、小規模事業、持続可能な社会事業及び協同組合における機会を支援し、推進し、労働条件を改善すること。

(r)特に農山漁村地域のインフラと時間・労働節約技術に投資し、家事活動の重荷を減らすことにより女性と女兒に利益を与え、女兒が学校に通い、女性が自営業に関わり、または労働市場に参入する機会を与えること。

(s)女性と女兒の無償労働と農場内外での生産への貢献が認められ、そのような無償労働の重荷が減少し再配分されることを保障する手段を取ること。

(t)非正規セクターを含め、農山漁村女性の有償の非農業雇用を支援し、労働条件を改善し、生産財へのアクセスを高め、関連するインフラ、公共サービス及び時間・労働節約技術に投資し、正規経済での農山漁村女性の有償雇用を推進し、農山漁村女性の困難な条件の構造的な底辺にある原因に対処する条件を醸成すること。

(u)農山漁村女性と男性が、仕事と家庭責任を両立させることができるようにし、女性と平等に、家庭、育児及びその他のケア責任を分かち合うよう男性を奨励するプログラムとサービスを推進すること。

(v)環境保護への農山漁村女性の完全参画を推進しつつ、環境的要因と気候変動のインパクトに対する女性の脆弱性を減らす戦略を開発すること。

(w)伝統医学、生物多様性及び先住民族技術に関連する先住民族・地方地域社会の女性の知識、革新、慣行を保護するために、適宜、国内法の採択を検討すること。

(x)公式の統計に女性の無償労働を含める努力を強化することにより、時宜を得た、信頼できる、性別・年齢別・障害別データの欠如に対処し、政策とプログラムの決定を特徴付けることになる農山漁村女性に関する組織的で比較できる調査基盤を開発すること。

(y)農山漁村女性と女兒の状況を改善する政策と行動を支援するために、「持続可能な開発目標」の実施を監視し、追跡するために、性別・年齢別データと特に生活時間、無償労働、土地の保有、水衛生施設及びエネルギーに関するジェンダー統計を収集し、分析し、普及する国の統計局及びその他の関連機関の能力を強化すること。

(z)相続への平等な権利を通して、農山漁村女性が、土地及びその地の財産を所有し賃貸する完全で平等な権利を与えられることを保障する法律を立案し、改正し、実施し、貸付、資本、適切な技術及び市場とインフラへの男性と同等の権利を女性に与え、その司法と法的支援への平等なアクセスを保障する行政改革とすべての必要な措置を取ることに。

(aa)女性と男性、女兒と男児を関与させる地域社会を基盤とした対話を通して、彼らに影響を及ぼすジェンダー固定観念と差別的傾向を撤廃するために、農山漁村女性と女兒の特別なニーズを考慮するジェンダーに配慮した教育制度を支援すること。

(bb)料金が手頃で適切な技術及びマス・メディアの利用を通じた農山漁村・農業女性のための教育、訓練及び関連情報プログラムを推進し、技術・農業・職業教育と訓練を通して、農山漁村女性のスキル、生産性及び雇用機会を改善する具体的措置を取ることに。

3. 農山漁村の母子家庭のための社会保護へのアクセスを推進するよう、加盟国、国連機関及びその他のすべての利害関係者を奨励する。

4. プログラムや戦略の中で、農山漁村女性のエンパワーメントとその特別なニーズに対処し、支援するよう、国連システムの関連機関、特に開発の問題を扱っている機関に要請する。

5. 技術の分野での女性に関するジェンダー固定観念を撤廃する適切な教育措置を取り、農山漁村女性が、情報コミュニケーション技術の領域にアクセスし、完全かつ平等に参画することを保障する好事例を明らかにし、情報の積極的な利用者としての農山漁村女性と女兒の優先事項とニーズに対処し、世界・地域・国内の情報コミュニケーション技術戦略の開発と実施に参画する必要性を強調する。

6. 関連国際団体と協力して開発され、実施されるものを含め、農山漁村女性の状況の改善に重点を置いた政策を策定し、プログラムを立案する時に、女子差別撤廃委員会と経済的・社会的・文化的権利委員会への報告書に関連して、女子差別撤廃委員会の最終見解と勧告、特に経済的・社会的・文化的権利委員会の勧告を検討するよう加盟国に要請する。

7. 農山漁村女性と女兒のニーズと優先事項が組織的に対処され、彼女たちが貧困緩和、飢餓の根絶、食糧の安全保障と栄養に効果的に貢献できることを保障するのみならず、起業訓練を含め、農山漁村女性の経済的エンパワーメントを推進し、予算枠組と関連評価措置を含め、ジェンダーに配慮した、気候変動に対して強靱な農山漁村開発戦略と農業生産を開発し、実施するよう各国政府に勧める。

8. 時宜を得て、適切に、農山漁村女性のエンパワーメントの問題を検討するよう婦人の地位委員会に勧める。

9. 総会決議で宣言された通り、10月15日に、国際農山漁村女性の日を毎年遵守するよう、各国政府、関連国際団体及び専門機関に勧める。

10. 本決議の実施に関して、第72回総会に報告するよう、事務総長に要請する。

36. 第4回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全実施(A/C.3/70/L.68)---PBIなし

提案者: 議長

採択前ステートメント: 副議長(ガイアナ)・決議案ファシリテーター

コンセンサスで決議を採択

決議内容

総会は、

2014年12月18日の決議69/151を含め、この問題に関する以前の決議を想起し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支援するための制度的取り決めの強化」と題する2010年7月2日の決議64/289のセクションも想起し、

「北京宣言と行動綱領」⁴⁰及び「女性2000年: 21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会成果⁴¹がジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成への重要な貢献であり、すべての国々、国連システム及びその他の関係団体によって効果的行動に変えられなければならないことを強く確信し、

ミレニアム首脳会合⁴²、2005年の世界首脳会合⁴³、「ミレニアム開発目標」に関する総会の高官本会議⁴⁴、「ミレニアム開発目標達成に向けて払われた努力をフォローアップするための総会特別行事⁴⁵、ポスト2015年の開発アジェンダ採択のための国連首脳会合⁴⁶、及びその他の国連首脳会合、会議、特別会期でなされたジェンダー平等と女性のエンパワーメントへのコミットメントを再確認し、これらの完全で、効果的で、促進された実施が、「持続可能な開発目標」を含め、国際的に合意された開発目標の達成にとって不可欠であることも再確認し、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に向けて遂げられた進歩を歓迎するが、「北京宣言と行動計画」及び第23回特別総会の実施において課題と障害が依然として残っていることを強調し、

2015年が、第4回世界女性会議と「北京宣言と行動綱領」採択の20周年記念であったことに留意し、この点で、各国政府によって行われた見直し活動を歓迎し、その他すべての関連利害関係者の貢献と見直し成果に留意し、

2015年9月27日の「ジェンダー平等とエンパワーメントに関する世界指導者会議」の開催とこの点で各国政府によって提出された誓約を歓迎し、

「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会の成果の実施に対する責任が、主として国レベルにあり、強化された国際協力が、完全かつ効果的で促進された実施にとっての基本であることを認め、

「北京宣言と行動綱領」の実施を見直す際の婦人の地位委員会の作業を歓迎し、そのすべての合意結論に感謝と共に留意し、実施の必要性を認め、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の能力強化とそのマנדートを達成する際の経験も歓迎し、

持続可能な開発、開発のための資金調達、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの間の関連性を含め、政府間プロセスに提供される継続する支援に対して国連ウィメンを推奨し、

規範的政府間プロセスにサーヴィスを提供するために必要な資金は、通常予算から資金提供されるものとするを定めた決議64/289を想起し、

ジェンダー平等基金と女性に対する暴力撤廃のための行動を支援する国連信託基金の活動に留意し、

⁴⁰ 1996年9月4-15日、北京、第4回世界女性会議報告書(国連出版物、販売番号E.96.IV.13)、第I章、付録I及びII。

⁴¹ 決議S-23/2、付録、及び決議S-23/3、付録。

⁴² 決議55/2。

⁴³ 決議60/1。

⁴⁴ 決議65/1。

⁴⁵ 決議68/6。

⁴⁶ 決議70/1。

市民社会、特に女性グループと団体及びその他の NGO の参画と貢献が、特に「行動綱領」採択 20 周年の状況で、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の成功にとって重要であることを認め、

ジェンダー主流化は、社会的・人道的・文化的・経済的・財政的問題を超えた問題を扱う決議を含め、主要委員会と補助機関で検討されるすべての問題に関連している不平等の構造を変えることにより、女性のエンパワーメントを推進し、ジェンダー平等を達成するために世界的に受容された戦略であることを再確認し、

ジェンダー平等の領域で国連システムの能力を強化するというコミットメントのみならず、すべての政治的・経済的・社会的領域の政策とプログラムの立案・実施・監視・評価にジェンダーの視点の主流化を積極的に推進するというコミットメントも再確認する。

「開発のための資金調達ドーハ宣言：『モンテレー・コンセンサスの見直すための開発のための資金調達に関するフォローアップ国際会議』の成果文書」⁴⁷及び「開発のための資金調達第 3 回国際会議のアドバイスアベバ行動アジェンダ」⁴⁸のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関連するコミットメントもさらに再確認し、

女性と女兒に対する差別と男児と女兒、男性と女性の固定観念的役割を永続化する差別的態度とジェンダー固定観念を変えることに対する課題と障害を念頭に置き、男女間の不平等に対処する国際基準と規範の実施に、課題と障害が残っていることを強調し、

「HIV/AIDS コミットメント宣言」⁴⁹と特にジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメントが、女性の HIV と AIDS に対する脆弱性を減らす基本であるとして認められた 2011 年 6 月 10 日開催の AIDS に関する総会の高官会議で採択された「HIV と AIDS に関する政治宣言：HIV と AIDS を撤廃するための努力の強化」⁵⁰を再確認し、

「国連憲章」の第 101 条パラグラフ 3 に従って、公正な地理的配分の原則を完全に尊重して、国連システムの特に上級の政策決定レベルでの 50 対 50 のジェンダー・バランスという緊急の目標が依然として満たされておらず、国連システムの女性の代表者数が、国連システムの女性の地位の改善に関する事務総長報告書に反映されているように、システムのある部分で取るに足りない改善があるという状態で、依然としてほとんど変化がないことに重大な懸念を表明し、

紛争防止と解決及び平和構築における女性の重要な役割を再確認し、意思決定レベルを含め、女性がそこに参画する必要性を強調し、この点で、2015 年が、女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)の採択 15 周年であることに留意し、

女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325 号(2000 年)、2008 年 6 月 19 日の 1820 号(2008 年)、2009 年 9 月 30 日の 1888 号(2009 年)、2009 年 10 月 5 日の 1889 号(2009 年)、2010 年 12 月 16 日の 1960 号(2010 年)、2013 年 6 月 24 日の 2106 号(2013 年)、2013 年 10 月 18 日の 2122 号(2013 年)及び 2015 年 10 月 13 日の 2242 号(2015 年)、並びに子どもと武力紛争に関する 2009 年 8 月 4 日の決議 1882 号(2009 年)を想起し、

1. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果フォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩に関する事務総長報告書に感謝と共に留意する⁵¹。

⁴⁷ 決議 63/239、付録。

⁴⁸ 決議 69/313、付録。

⁴⁹ 決議 S-26/2、付録。

⁵⁰ 決議 65/277、付録。

⁵¹ A/69/346 及び Corr.I。

2. 第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動計画」⁴¹及び第23回特別総会の成果⁴²を再確認し、第59回婦人の地位委員会で採択された第4回世界女性会議の20周年記念に当たっての政治宣言⁵²を確認し、その完全かつ効果的で促進された実施へのコミットメントも確認する。

3. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全実施に基づいて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進し、国連システム内のジェンダー主流化を推進し監視する際に、婦人の地位委員会の触媒的役割のみならず、総会と経済社会理事会の主たる基本的役割も再確認し、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの実現を促進するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップに貢献するよう婦人の地位委員会を奨励する。

4. 「北京宣言と行動綱領」の実施と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁵³の下での締約国の責務を果たすことが、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する点で相互に補強し合うものであることを認め、この点で、「行動綱領」と第23回特別総会成果の実施を推進することへの女子差別撤廃委員会の貢献を歓迎する。

5. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」⁵⁴の下での責務に完全に従い、委員会の一般勧告のみならず、最終見解を考慮に入れるよう締約国に要請し、「条約」に付する留保条件の程度を制限することを考慮し、留保条件をできる限り正確に狭く策定し、留保条件が「条約」の目標とも目的と相容れないものでないことを保障するために、それらを撤回する目的でそのような留保条件を定期的に見直すよう締約国に要請し、「条約」の批准または加入をまだ終わっていないすべての加盟国にそうすることを考慮するようにも要請し、「選択議定書」の署名・批准・加入をまだ行っていない加盟国に、そうすることを考慮するよう要請する。

6. 国家には、女性と女児に対するあらゆる形態の暴力を防止し、これと闘い、被害者に保護を提供し、女性と女児に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰するために相当の注意義務を行使する責務があり、そうできないことはその人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にすることを再確認し、女性と女児に対する暴力を撤廃する法律と戦略を策定し実施するよう各国政府に要請し、あらゆる形態の暴力の防止と撤廃に積極的役割を果たすよう男性と男児を奨励し、支援し、いかに暴力が女児と男児、女性と男性に害を与え、ジェンダー平等を損なうかについて男性と男児の間に理解を深めるよう奨励し、いかなる形態の女性に対する暴力にも反対の声を上げるようすべての行為者を奨励し、この点で、国連ウィメンの"HeforShe"キャンペーンのみならず、事務総長の継続中のキャンペーン「女性に対する暴力をなくすための団結」とジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の社会動員アドヴォカシー・プラットフォーム「ノーと言おう---女性に対する暴力をなくすための団結」を継続して支援するよう加盟国を奨励する。

7. 国連ウィメンの重要性と価値を繰り返し述べ、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントと達成とその人権の実現に完全に貢献するように、あらゆるレベルでの女性と女児のための強い発言力を提供する際の機関の指導力と政府間プロセスを支援するその努力を歓迎し、

8. 現在国連ウィメンが、規範的政府間プロセスにサービスを提供するというそのマンデートを行うことができるようにするためには、任意の寄付に頼らなければならないことに懸念と共に留意し、この点で決議 64/289 の完全実施の必要性を強調する。

9. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその作業において、国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進する際の国連ウィメンの重要な役割を再確認する。

10. 国連システム全体にわたるより効果的で統合力のあるジェンダー主流化に対して国連ウィメンの重要かつ広範な作業に感謝と共に留意し、その作業と国連システムにわたって行動を促進しようとする

⁵² 2015年経済社会理事会公式記録、補遺第7号(E/2015/27)、第I章、セクションC、決議59/1。

⁵³ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

⁵⁴ 同上、第2131巻、第20378号。

その努力の不可欠の部分として、国連システム全体にわたって継続してジェンダー主流化を支援するよう国連ウィメンに要請する。

11. そのマנדートに沿って、部門の政策と規範的枠組にジェンダーの視点を統合するのみならず、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範、政策及び基準を開発し、強化するその努力において加盟国を支援するという国連ウィメンのコミットメントを歓迎し、政府間機関とプロセスの作業とその機会にジェンダーの視点を主流化し、強化する必要性を継続して推進するよう国連ウィメンを奨励する。

12. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際の国連ウィメンの重要な役割と「北京宣言と行動綱領」の実施を支援して、加盟国を支援し、国連システムを調整し、あらゆるレベルで市民社会、民間セクター及びその他の関連利害関係者を動員する際の国連ウィメンの中心的役割を認め、組織的なジェンダー主流化を含め、結果を生む資金の動員、データと確固とした説明責任制度での進歩の監視を通して、国際・地域・国内・地方レベルで「北京宣言と行動綱領」の完全、かつ効果的で、促進された実施をそれぞれのマנדート内で継続して支援するよう、国連ウィメンと国連システムに要請する。

13. 国連ウィメンがその戦略計画を速やかに効果的に実施することができるようにする際に、適切な資金提供の重要性とその目標を達成するための財源の動員が未だに依然として課題であることを認めて、法的・予算的規定が許す場合には、核心となる、複数年にわたる、予見できる、安定した、持続可能な任意の寄付を提供することにより、国連ウィメンの予算のための資金提供を増額するよう加盟国に要請する。

14. すべての女性と女兒のための法律、政策、戦略及びプログラム活動の強化された実施、ジェンダー平等とあらゆるレベルの女性と女兒のエンパワーメントのための制度的メカニズムのための強化された支援、差別的規範とジェンダー固定観念の変革と女性の建設的役割と貢献を認め、女性と女兒に対する差別を撤廃する社会的規範と慣行の推進、達成された進歩に基づき、政府開発援助が「行動綱領」の実施に効果的に貢献するために用いられることを保障する政府開発援助におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国内資金の動員と配分及び強化された優先権を含め、資金ギャップを埋めるためのかなり強化された投資、既存のコミットメントに対する強化された説明責任、強化された能力開発、データ収集、監視と評価、情報コミュニケーション技術へのアクセスと利用を通して、「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の完全かつ効果的で、促進された実施を確保するためにさらに具体的行動をとるようにも加盟国に要請する。

15. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施のフォローアップと見直しにおけるその中心的な役割を果たす際の婦人の地位委員会の作業を支援するよう、各国政府、国連システム、その他の国際団体及び市民社会を含めたすべての行為者を奨励し、この点で、優先テーマの国内及び国際レベルでの完全実施と進歩の評価に対する課題を克服する際に、委員会の経験、学んだ教訓及び好事例の継続する分かち合いを歓迎し、適宜、委員会の成果をその作業に組み入れるよう、国連システムの政府間機関を奨励する。

16. それぞれのマンドート内の作業に、婦人の地位委員会の成果を組織的に戦略的に組み入れ、特にジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成に向けた加盟国の努力に対する効果的支援を確保するよう国連システムの諸機関に要請し、この点で、具体的な結果に基づく報告メカニズムを継続して利用し、その作業の規範的側面と事業上の側面との間の統合力、首尾一貫性、調整を確保するよう国連ウィメンを奨励する。

17. 採択 20 年後の「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の完全かつ効果的実施を達成するための行動を強化し促進するよう、各国政府とそれぞれのマンドート内での国連システムの機関及び関連基金、及び計画と専門機関、金融機関を含めたその他の国際・地域団体、及び NGO を含めたすべての市民社会のその他の関連行為者に要請する。

18. 2012年に開催された持続可能な開発会議、2014年に開催された第3回国際小島嶼開発途上国会議、2015年に開催された第3回国連災害危険削減世界会議、2015年に開催された第3回開発のための資金調達国際会議、2015年に開催されたポスト2015年開発アジェンダ採択のための国連首脳会合を含め、すべての国連首脳会合、会議と特別会期及びそれらのフォローアップ・プロセスのみならず、検討中のすべての問題にそのマנדート内でジェンダーの視点を完全に主流化する努力を強化するよう、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムのようなフォーラム及び経済社会理事会の年次閣僚見直しと開発協力フォーラムのような機能、及び基金と計画と専門機関を含めた主要機関、主要委員会及び補助機関を含めた国連システムにその要請を繰り返し述べる。

19. 住居と持続可能な都市開発国連会議(ハビタット III)のような政府間プロセスが首尾一貫してその準備プロセスと成果でジェンダーの視点に対処することを保障するよう各国に要請し、新しい気候変動協定を策定する時に、「国連気候変動枠組条約」の締約国会議の討議の中にジェンダーの視点の反映を確保するようにも各国に要請する。

20. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全かつ効果的で促進された実施が、「持続可能な開発目標」を達成する基本であることを繰り返し述べる。

21. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全かつ効果的で促進された実施において、市民社会、特にNGOと女性団体の役割を継続して支援するよう、各国政府を強く奨励する。

22. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを専門にしている女性団体及びその他のNGOが強化されたアウトリーチ、資金提供、能力開発を通して政府間プロセスに参画することを奨励するよう、各国政府と国連システムに要請する。

23. 事務総長報告書とその他の政府間プロセスのインプットにジェンダーの視点の包摂を組織的に要請するよう、国連システムの政府間機関に要請する。

24. 総会と経済社会理事会及びその補助機関に提出される事務総長報告書が、ジェンダーに配慮した分析と性別・年齢別データの提供を通して、ジェンダーの視点に組織的に対処し、さらなる行動のための結論と勧告が、ジェンダーに配慮した政策開発を促進するために、女性と男性、女兒と男児の異なった状況とニーズに対処するよう要請し、この点で、その報告書にインプットを提供するすべての利害関係者にジェンダーの視点を反映することの重要性を伝えるよう事務総長に要請する。

25. 多国間努力とパートナーシップを通して、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国内追跡指標のみならず、性別・年齢別統計に関する国内のデータ収集と監視能力の強化を優先するよう、国連ウィメン、国際・地域団体及びその他の関連行為者を含め、適宜、国連機関の支援を得て、加盟国を奨励する。

26. すべての職員、特にこの分野の職員が、促進されたジェンダー主流化のために、ツールを含めた訓練と適切なフォローアップを受けることを保障するのみならず、国連システムのすべての機関にジェンダー専門家を維持することを通して、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果の完全かつ効果的で促進された実施を確保する際に、継続して積極的役割を果たすよう、国連システムのすべての部分に要請し、ジェンダーの領域での国連システムの能力を強化する必要性を再確認する。

27. 特に途上国と後発開発途上国、経済移行期にある国々、代表者のいないまたは代表者が大変に少ない国々の女性に配慮して、「国連憲章」の第101条パラグラフ3に従って、公正な地理的配分の原則を完全に尊重して、国連システム全体を通して、あらゆるレベルで50対50というジェンダー・バランスの達成に向けた進歩を遂げる努力を見直し、倍増し、ジェンダー・バランスのターゲットに関して進歩と管理職と部局の説明責任を促進するために、一時的特別措置を含め、措置の実施を確保するよう事務総長に要請し、国連システムの地位、特に平和維持活動を含め、上級の政策決定レベルの地位に任命するためのより多くの女性候補者を明らかにし、定期的に提出するよう加盟国を強く奨励する。

28. ジェンダー・フォーカル・ポイントを積極的に支援することを含め、ジェンダー・バランスの目標を達成することに向けた努力を継続するよう国連システムに要請し、第 60 回・61 回婦人の地位委員会に口頭での報告を提供し、第 72 回総会に、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、国連システムにおける女性の地位の改善に関して、またジェンダー平等を達成する際に遂げた進歩と遭遇した障害に関して、進歩を促進するための勧告とジェンダー平等を推進するための国連事務局長理事会の人材管理事務所と事務局の責任と説明責任に関する情報のみならず、国連システム全体の女性の数と割合、その機能と国籍を含め、国連の諸機関によって毎年提供される最新の統計を伴って報告するよう事務総長に要請する。

29. 政策、戦略、資金の配分及びプログラムに関連する進歩についての改善された監視と報告を通し、ジェンダー・バランスを達成することにより、国際・地域・国内・地方レベルでジェンダー平等と女性のエンパワーメントへのコミットメントの実施のための説明責任を高めるための各国政府と国連システムによる強化された努力を奨励する。

30. 各国政府が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に対する主要な責任を担っており、国際協力が、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて進歩する際に、開発途上国を支援する際の基本的役割を有していることを再確認する。

31. 事務総長報告書に含まれている分析とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの横断的性質に照らして、その活動へのジェンダーの視点の統合においてさらなる進歩を遂げるよう、経済社会理事会とその機能委員会のみならず、主要委員会と補助機関に奨励する。

32. 事務総長の結果に関するフォローアップを強化し、本決議の実施を促進するために、事務総長報告書の結果に国連システムの注意を引くよう事務総長を奨励する。

33. すべてのセクターと開発のすべての領域でジェンダーの視点の主流化を強化するよう国家とすべての利害関係者を奨励する。

34. 「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施のフォローアップと遂げられた進歩に関して、「女性の地位の向上」と題する項目の下で 2 年毎に総会に報告するよう事務総長に要請する。

37. パレスチナ民族の自決権(A/C.3/70/L.42)---PBI なし

主提案国: エジプト

追加共同提案国: アンドラ、オーストリア、ベラルーシ、ベリーズ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、ブルンディ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、エチオピア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、ラトヴィア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、モナコ、モンテネグロ、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、ルワンダ、サンマリノ、セルビア、セイシェル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、東ティモール、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、ウルグアイ、ザンビア

票決前ステートメント: イスラエル

賛成 170 票、反対 6 票、棄権 4 票で、決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン、パレスチナ国、ボツワナ

38. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/C.3/70/L.58)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アンティグア・バーブダ、ベナン、中央アフリカ共和国、チリ、コンゴ、エジプト、エルサルヴァドル、ガーナ、ギニア、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、レソト、マレーシア、ナイジェリア、ペルー、セネガル、南アフリカ、タンザニア連合共和国、

票決前ステートメント: ルクセンブルグ(欧州連合を代表)

賛成 121 票、反対 53 票、棄権 6 票で決議を採択
票決後ステートメント：アルゼンチン

答弁権行使

イスラエル：急進的イスラム教徒による刺傷が増えているが、パレスチナ人がイスラエル国を認めることを拒んでいるのを残念に思う。イスラエル人の権利と安全保障が保証される永続的平和に向けた活動するイスラエル政府の決意を繰り返し述べる。

パレスチナ国：イスラエルは、畏にかかったパレスチナ人に対して 3 つの戦争を始め、その占領を継続している。そのような行動は、実際、平和に向けた活動からは程遠い。パレスチナ人は、挫折感を抱いており、飽くことなくその権利のために立ち上がり続けるであろう。

決議の採択(継続)

39. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/C.3/70/L.30)---PBI なし

主提案国：キューバ

追加共同提案国：バングラデシュ、ベリーズ、ベナン、ボツワナ、カメルーン、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、イラン・イスラム共和国、ジャマイカ、マレーシア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、トーゴ、タンザニア連合共和国

票決前ステートメント：ルクセンブルグ(欧州連合を代表)

賛成 121 票、反対 53 票、棄権 5 票で決議を採択

採択後ステートメント：アルゼンチン、米国

40. 国際協力の推進を通じた人権分野での国連行動の強化と依怙最良なし、公平性、客観性の重要性(A/C.3/70/L.31)---PBI なし

主提案国：キューバ

追加共同提案国：アンゴラ、バングラデシュ、ベリーズ、コロンビア、コンゴ共和国、コートジボワール、エジプト、エルサルヴァドル、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、インド、イラン・イスラム共和国、ラオ人民民主主義共和国、マレーシア、ルワンダ、セネガル、シリア・アラブ共和国、トルクメニスタン、ウガンダ

コンセンサスで決議を採択

41. グローバル化とそれが人権の完全享受に与えるインパクト(A/C.3/70/L.43)---PBI なし

主提案国：エジプト

追加共同提案国：ボツワナ、ブルキナファソ、コンゴ共和国、コートジボワール、エルサルヴァドル、マラウイ、マレーシア、モルディヴ、フィリピン、セントヴィンセント・グレナディーン、サウディアラビア、タンザニア連合共和国

票決前ステートメント：ルクセンブルグ(欧州連合を代表)

口頭で修正の決議を賛成 128 票、反対 33 票、棄権 2 票で採択

票決後ステートメント：メキシコ

42. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/70/L.48/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ギリシャ

追加共同提案国：アンドラ、ベナン、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、日本、レソト、リベリア、リビア、マリ、メキシコ、ペルー、韓国、スリランカ、スイス

コンセンサスで決議を採択

43. 人権の推進と保護のための国内機関(A/C.3/70/L.49/Rev. 1)---PBI なし

主提案国：ドイツ

アンドラ、ボリヴィア多民族国家、カーボヴェルデ、カナダ、中央アフリカ共和国、コートジボワール、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、イラク、レソト、リベリア、リビア、ノルウェー、パラオ、カタール、

韓国、モルドヴァ共和国、ルワンダ、セネガル、セルビア、スイス、タイ、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

採択前ステートメント：英国(カナダ、フランス、アイスランド、ニュージーランドも代表)

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：ロシア連邦、インド

44. 国内避難民の保護と支援(A/C.3/70/L.51/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ノルウェー

追加共同提案国：アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、エクアドル、エルサルヴァドル、ギリシャ、ギニア、ハイティ、ホンデュラス、ラトヴィア、リベリア、マダガスカル、マルタ、ミクロネシア連邦、モナコ、モザンビーク、ニュージーランド、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、ソマリア、南スーダン、スペイン、スリランカ、タイ、東ティモール、ウガンダ、ウクライナ、英国、米国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：カナダ、スーダン、アルメニア

45. 障害者にとって包摂的でアクセスできる国連の完全実現に向けて(A/C.3/70/L.56)---PBI なし

主提案国：ポーランド、韓国

追加共同提案国：アルバニア、アルジェリア、アンドラ、オーストリア、バングラデシュ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中国、コロンビア、コンゴ共和国、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガーナ、ギリシャ、ドイツ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、レソト、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウィ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、ミクロネシア連邦、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パラオ、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、カタール、モルドヴァ共和国、ルワンダ、サンマリノ、サウディアラビア、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロヴァキア、南スーダン、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、トリニダード・トバゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、米国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ヴェトナム、イエーメン

コンセンサスで決議を採択

46. 国連犯罪防止刑事司法プログラム、特にその技術協力能力の強化(A/C.3/70/L.8/Rev. 1)---PBI あり

主提案国：イタリア

追加共同提案国：アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブダ、オーストラリア、バハマ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、中国、コロンビア、コートジボワール、チェコ共和国、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、フィンランド、ドイツ、ガーナ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、インド、アイルランド、イスラエル、ジャマイカ、日本、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウィ、マリ、メキシコ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、ペルー、フィリピン、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、シエラレオネ、シンガポール、南スーダン、スペイン、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、トリニダード・トバゴ、テュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、英国、タンザニア連合共和国、米国、ジンバブエ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：イラン・イスラム共和国

47. 人身取引を禁止する努力の調整の改善(A/C.3/70/L.13/Rev.1)---PBI あり

主提案国: ベラルーシ

共同提案国: オーストラリア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カンボディア、カメルーン、中国、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エリトリア、ガンビア、アイスランド、インド、イスラエル、イタリア、ヨルダン、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、フィリピン、ポルトガル、カタール、ルワンダ、セルビア、タジキスタン、タイ、チュニジア、ウガンダ、米国、ウズベキスタン

採択前ステートメント: 米国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: シエラレオネ(アフリカ諸国グループを代表)、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、ナイジェリア

口頭による決定(継続)

2. 議長 の提案により、委員会は項目 106 の下での文書 A/70/90-E/2015/81 及び A/70/407 に留意

11月24日(火)午前 第54回会議

決議の採択(継続)

48. 青少年がかかわる政策とプログラム(A/C.3/70/L.11/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ポルトガル、モルドヴァ共和国

共同提案国: アルメニア、ベナン、ブルガリア、キプロス、エストニア、ジョージア、ギニアビサウ、キルギスタン、レバノン、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ルワンダ、セネガル、南スーダン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、チュニジア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チリ、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、ドミニカ共和国、エリトリア、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ハイティ、ハンガリー、インド、アイスランド、イタリア、ケニア、レソト、リベリア、リトアニア、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、メキシコ、モナコ、モザンビーク、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、韓国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スリナム、スワジランド、スイス、タイ、東ティモール、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、タンザニア連合共和国、ジンバブエ

採択前ステートメント: セネガル

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: デンマーク(アルゼンチン、オーストリア、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、コロンビア、クロアチア、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、アイスランド、イスラエル、**日本**、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パラオ、ルーマニア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、英国、ウルグアイも代表)、ナイジェリア、カタール(湾岸アラブ諸国協力会議を代表)

49. 女性移動労働者に対する暴力(A/C.3/70/L.7/Rev.1)---PBI なし

主提案国: シエラレオネ

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、コスタリカ、ホンデュラス、イタリア、**日本**、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、スウェーデン、東ティモール、トルコ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容

総会は、

女性移動労働者に対する暴力に関する以前のすべての決議、婦人の地位委員会、人権委員会及び犯罪防止刑事司法委員会によって採択された決議及び「女性に対する暴力撤廃宣言」⁵⁵を想起し、

世界人権会議⁵⁶、国際人口開発会議⁵⁷、第4回世界女性会議⁵⁸及び社会開発世界首脳会合⁵⁹の成果文書及びこれらの見直しに含まれている女性移動労働者に関する規定を再確認し、

国連持続可能な開発会議の成果文書に含まれている女性移動者に関する規定も再確認し、移動状態にかかわらず、すべての移動者、特に女性と子ども移動者の人権と基本的自由を効果的に推進し、保護し、あらゆるレベルの持続可能な開発のための政策とプログラムの意思決定、企画、実施に貢献するプロセスに適宜積極的に参画するよう奨励するよう各国に要請し、

「私たちの世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題するポスト2015年開発アジェンダ採択のための国連首脳会合の成果文書、特にジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児をエンパワーすることに関する目標5と労働権を保護し、移動労働者、特に女性移動者と不安定な雇用についている移動労働者を含め、すべての労働者のために安心して安全な労働環境を推進することに関するターゲット8.8を歓迎し、

女性の経済機会へのアクセスを高め、女性と女児に対する暴力を防止し、サヴァイヴァーのためのサービスへのアクセスを拡大することをその6つの目標の中に有している2014年から2017年までの国連ウィメンの戦略計画⁶⁰に照らして、女性移動労働者を含めた女性の経済機会へのアクセスを高め、女性に対する暴力をなくす国内努力を支援する際に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の役割を認め、女性移動労働者のエンパワーメントに関する国連ウィメンの政策とプログラムの作業を認め、

第4回世界女性会議の20周年に当たって、第49回婦人の地位委員会によって採択された政治宣言⁶¹を歓迎し、「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会成果文書の完全かつ効果的で促進された実施を確保するさらなる具体的行動をとるという誓約に特に留意し、

第57回婦人の地位委員会によって採択された合意結論⁶²も歓迎し、送り出し国、経由国、目的国の女性移動労働者を含め、女性移動者の社会的・法的包摂と保護を確保し、その人権の完全実現と暴力と搾取からの保護を推進し、保護し、女性移動労働者のためのジェンダーに配慮した政策とプログラムを実施し、そのスキルと教育を認め、公正な労働条件を提供し、労働力への統合のみならず、生産的雇用とディーセント・ワークを適宜促進する措置をさらに適宜採用し実施するというコミットメントに特に留意し、

移動状態に関わりなく、すべての移動者、特に女性と子ども移動者の人権と基本的自由を効果的に推進し保護し、国際・地域・2国間協力と対話を通し、包括的でバランスのとれた取組を通して、国際移動に対処する必要性を再確認した、2013年10月3日から4日まで開催された「国際移動と開発に関する国連高官対話」の宣言⁶³を想起し、すべての移動者の人権を推進し、保護し、その脆弱性をさらに悪化させるかも知れない取組を避ける際の送り出し国、経由国、目的国の役割と責任を認め、

宣言が、女性と女児が世界レベルのすべて国際移動者の約半数を占めていること、特に政策にジェンダーの視点を組み入れ、人身取引と差別を含めたジェンダーに基づく暴力と闘う国内法、制度、プロ

⁵⁵ 決議48/104を参照。

⁵⁶ A/CONF.157/24 (Part I)、第III章。

⁵⁷ 1994年9月5-13日、カイロ、国際人口開発会議報告書(国連文書、販売番号E.95.XIII.18)、第I章、決議I、付録。

⁵⁸ 1995年9月4-15日、北京、第4回成果女性会議報告書(国連文書、販売番号E.96.IV.13)、第I章、決議I及びII。

⁵⁹ 1995年3月6-12日、コペンハーゲン、社会開発世界首脳会合報告書(国連文書、販売番号E.96.IV.8)、第I章、決議I、付録I及びII。

⁶⁰ UNS/2013/6。

⁶¹ 2015年経済社会理事会公式記録、補遺第7号(E/2015/27)、第I章、セクションC、決議59/1、付録。

⁶² 2013年経済社会理事会公式記録、補遺第7号(E/2013/27)、第I章、セクションAを参照。

⁶³ 決議68/4。

グラムを強化することにより、移動女性と女兒の特別な状況と脆弱性に対処する必要性を認めており、この点で、家事労働に関わっている者を含め、あらゆるセクターの女性移動労働者の保護のための適切な措置を確立する必要性を強調していることも想起し、

2011年9月5日の第100回国際労働会議による家事労働者のためのディーセント・ワークに関する「第189号条約」と勧告第201号の採択及び2013年9月5日の「条約」の発効を歓迎し、この批准を検討するよう各国に勧め、2008年11月に女子差別撤廃委員会によって採択された女性移動労働者に関する一般勧告第26号⁶⁴に留意し、検討するよう「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」⁶⁵の締約国を奨励し、2010年12月に移動労働者とその家族の権利保護委員会によって採択された移動家事労働者に関する一般コメント第1号⁶⁶に留意し、検討するよう「すべての移動労働者とその家族の権利に関する国際条約」⁶⁷の締約国を奨励し、これらが補足し、相互に補強し合うものであることを認め、

特に移動女性のあらゆる形態の強制労働を撤廃する緊急性を強調し、この点で、2014年6月11日の第103回国際労働会議で採択された国際労働機関の1930年の「強制労働条約」(第29号)の「議定書」と強制労働の効果的抑制のための補助的措置に関する勧告第203号の採択を歓迎し、

大部分が社会経済的要因に牽引される国際移動へのあらゆるスキルのレベルの女性の参入が増えており、この移動の女性化には、国際移動という問題に関連するあらゆる政策と努力にさらなるジェンダー配慮が必要であることを認め、

ケアの赤字と安全な公的ケアの提供を解決できなかったことで、非正規のケア労働に対する需要が増えている送り出し国のケア経済における女性移動労働者に対する需要が継続して増えており、ケア労働者が、その職場の可視性の低い性質のために、重大な人権侵害に直面していることも認め、

対象を絞った措置を通して、差別の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力を防止し、対処する環境を推進する際に、特に送り出し国、経由国、目的国のすべての利害関係者、関連する地域・国際団体、民間セクター及び市民社会の間の共通の責任と協力の必要性を強調し、この点で、国、2国間、地域、国際レベルでの合同の協働的取組と戦略の重要性を認め、

女性移動労働者は、その作業の結果として、送り出し国と目的国に与える経済的・社会的インパクトを通して、より公正で、包摂的で持続可能な開発への重要な貢献者であることを認め、家事労働者の労働を含め、その労働の価値と尊厳を強調し、

その送り出し国への帰還中及び送り出し国での再統合のみならず、移動を決定した瞬間から、経由を含め、正規・非正規雇用へのかかわりと受け入れ社会への統合にわたり、移動プロセスのすべての段階での女性とその子どもの特別な脆弱性とニーズも認め、

ジェンダーに基づく暴力、性的暴力、ドメスティック・ヴァイオレンスと家庭内暴力、人種主義的外国人排斥行為、差別、虐待的労働慣行、搾取的労働条件、現代の形態の奴隷制度、特にあらゆる形態の強制労働と人身取引を含め、移動女性と女兒に対して行われる重大な虐待と暴力の継続する報告に深い懸念を表明し、

移動女性労働者の脆弱性の重要な原因の一つが、移動と募集の高いコストに関連していることを認め、募集・雇用機関と非正規ブローカーが行う虐待の報告に懸念と共に留意し、

特にジェンダー、年齢、階級、民族的差別と固定観念の重なり合いが、女性移動労働者が直面する差別を複雑化することもあり、ジェンダーに基づく暴力が、一形態の差別であることも認め、

⁶⁴ 第64回総会公式記録、補遺第38号(A/64/38)、第1部、付録I、決定42/1。

⁶⁵ 国連、条約シリーズ、第1249巻、第20378号。

⁶⁶ CMS/C/GC/1。

⁶⁷ 国連、条約シリーズ、第2220巻、第39481号。

仕事を求めて移動する先住民族女性を差別なく含めたすべての女性の人権を保護し、推進するコミットメントを再確認し、この点で、「国連先住民族の権利宣言」⁶⁸の中で先住民族女性に対するあらゆる形態の暴力と差別の撤廃に適宜注意が払われていることに留意し、

第 60 回婦人の地位委員会の優先テーマが、「女性のエンパワーメントとその持続可能な開発への関連性」となり、移動が送り出し国と目的国、移動者とその家族にとって公正で包摂的で持続可能な成長と人間開発を可能にすることもあることに留意し、この点で、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施と公正で包摂的で持続可能な成長と人間開発の達成に向けた女性移動労働者の役割と貢献の可能性を認め、

非正規経済の熟練度の低い労働に雇用されている多くの移動女性が、虐待と搾取に対して特に脆弱であることを懸念し、この点で、虐待と搾取を防止し、対処するために、移動者の人権を保護する国家の責任を強調し、多くの女性移動労働者が、その資格に見合わない、また同時に低い賃金と不適切な社会保護のためにより脆弱になるかも知れないような職に就いていることを懸念と共に観察し、この点で、2015 年 6 月 12 日の第 104 回国際労働会議での非正規から正規経済への移行に関する国際労働機関勧告第 204 号の採択を歓迎し、

性別年齢別データと統計を含めた客観的で、包括的で、基盤の広い情報及び調査と分析のためのジェンダーに配慮した指標、及び差別の状況を含め、女性移動労働者に対する暴力に特に対処するための対象を絞った政策と具体的戦略の策定において、個々の加盟国と市民社会による幅広い経験と学んだ教訓の交換の必要性を強調し、

かなりの数の女性移動労働者の移動が、移動を目的とした詐欺的または非正規の証拠書類の提出と偽装結婚によって促進され、可能となっているかも知れず、これがインターネットを通して促進されているかも知れず、こういった女性移動労働者が、虐待と搾取に対してより脆弱であることを認め、

女性移動労働者を暴力、差別、搾取及び虐待から保護することに向けた努力を推し進めるために、移動と人身取引との間の関連性を探求することの重要性を認め、

ますます複雑化する移動状況とチャンネル及びまじりあった移動者の流れのために、難民と労働移動者は、より進んだ国に入国し、似たようなセクターと職業で仕事を求めるために、似たような不安定なルートを利用していることに気づくことも認め、

その管轄圏内に住む女性移動労働者の状態を緩和し、苦情を申し立てたり、法的手続き中に支援を提供したりするためのメカニズムへのアクセスを促進して、移動労働者のジェンダーに配慮した保護メカニズムの設立のような司法へのアクセスを推進するための措置を取っている目的国もあることに元気づけられ、

女性移動労働者に対する暴力の問題に対処し、その人権と福祉を保護し、推進する際に、国際労働基準を含めた国際人権条約の実施を監視する関連国連条約機関とそれぞれのマンデート内での関連特別手続の重要な役割を強調し、

1. 女性移動労働者に対する暴力に関する事務総長報告書⁶⁹に感謝と共に留意する。

2. 特に「北京行動綱領」の実施における全体的進歩が重複し重なり合う差別を経験している女性と女兒にとって特に遅く、移動女性を含めた周縁化されたグループの女性が、差別と暴力の特別な危険にさらされていることを強調している「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会成果の実施の見直しと評価に関する事務総長報告書⁷⁰にも感謝と共に留意する。

⁶⁸ 決議 61/295、付録。

⁶⁹ A/70/205。

⁷⁰ E/CN.6/2015/3。

3. 雇用のための移動に関する「条約第 97 号」⁷¹、移動労働者に関する「条約第 143 号」⁷²、民間の雇用機関に関する「条約第 81 号」⁷³、家事労働者のためのディーセント・ワークに関する「条約第 189 号」を含め、関連国際労働機関条約の批准を検討し、「すべての移動労働者とその家族の権利保護に関する国際条約」⁶⁶と「国連国際組織犯罪防止条約」を補う「人、女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」⁷⁴、「国連国際犯罪防止条約」を補う「陸路・海路・空路による移動者の密輸を禁止する議定書」⁷⁵、1954 年の「無国籍の人々の状態に関連する条約」⁷⁶と 1961 年の「無国籍の削減に関する条約」⁷⁷、並びに女性移動労働者の権利の保護に貢献するその他の人権条約の署名・批准・加入を検討するよう加盟国に要請し、「国連人身取引と闘うための世界行動計画」⁷⁸を実施するようにも加盟国を奨励する。

4. 第 17 回理事会と第 20 回理事会に提出された移動者の人権に関する人権理事会の特別報告者の報告書、特に否定的な一般の認識と保護、支援、司法への限られたアクセスを含め、非正規移動者が直面する脆弱性の説明、及び第 26 回理事会に提出された特別報告者の報告書、特に労働搾取の危険にさらされている移動者の最もありふれた形態の労働搾取に特に置かれた重点に留意する。

5. 供給網を含め、女性移動労働者が直面している現在の課題に関連するそれぞれのマנדート内で女性移動労働者に対する暴力の領域の情報の収集と分析を改善するよう、そのマנדートが女性移動労働者に対する暴力に関連しているすべての国連機関と人権に関する特別報告者を奨励する。

6. 暴力と差別、搾取と虐待を防止し、移動女性を保護するために、人権条約の下での人権責務とコミットメントに従って、国際移動と労働と雇用に関する法律、政策、プログラムにジェンダー、人権配慮及び人々を中心とした視点を組み入れ、そのような移動・労働政策が差別を助長することがないことを保障し、必要ならば、取られた措置のインパクトと女性移動労働者に関して達成された結果を明らかにするために、そのような法律、政策、プログラムのインパクト評価調査を行うよう、すべての国の政府に要請する。

7. 女性移動労働者の募集と配置を規制する政策を含め、入国の状態にかかわらずなく、家事労働者とケア労働者を含め、女性移動労働者の人権を保護する措置を採用または強化し、特に非正規移動を抑制するために、移動の法的チャンネルを推進する革新的方法の考案に関して、国々間の対話と協力を拡大することを検討し、独立した、循環型の、一時的移動を含め、女性に対する差別と暴力を防止するために入国管理法にジェンダーの視点を組み入れることを検討し、国内法に従って、暴力の被害者である女性移動労働者に虐待的な雇用者や配偶者から独立して居住許可を申請し、虐待的なスポンサー制度を廃止することを認めることを検討するよう各国政府に要請する。

8. 労働輸入国のケアの赤字を解決し、ケア労働における雇用条件を規制し、正規化し、専門化し、保護する必要性を含め、女性の非正規移動を牽引する要因に対処するようにも各国政府に要請する。

9. 最低賃金政策とモデル契約を採用し、法律の施行、訴追、防止、能力開発、被害者の保護と支援の領域で司法への効果的アクセスと効果的行動を促進し、女性移動労働者に対する暴力と差別と闘う際の情報と好事例を交換し、送り出し国における移動に対する持続可能な開発の代替手段を育成することにより、女性移動労働者の脆弱性を減らす努力を強化するのみならず、国際人権法を含めた国際法を完全に尊重して、女性移動労働者に対する暴力に対処するための 2 国間・地域・地域間・国際協力を強化するよう各国政府に要請する。

⁷¹ 国連、条約シリーズ、第 120 巻、第 1616 号。

⁷² 同上、第 1120 巻、第 17426 号。

⁷³ 同上、第 2115 巻、36794 号。

⁷⁴ 同上、第 2237 巻、第 39574 号。

⁷⁵ 同上、第 2241 巻、第 39574 号。

⁷⁶ 同上、第 360 巻、第 5158 号。

⁷⁷ 同上、第 989 巻、第 14458 号。

⁷⁸ 決議 64/291。

10. 家事労働を含め、職場での労働・経済搾取、差別、セクシュアル・ハラスメント、暴力、性的虐待を防止できるように、入国状態にかかわらず、付き添いのない女兒を含め、移動女兒の人権を推進・保護する措置を採用または強化することにより、子どもの最高の利益を考慮に入れるようにも各国政府に要請する。

11. 募集者、雇用者及び仲介者が、移動労働者、特に女性の労働権を含めた人権の遵守と尊重を推進することを保障するのみならず、送り出し国において特に移動のコストと利益、資格のある権利と利益、雇用される国における雇用と全体的な条件、合法的移動の手続きに関する意味のあるジェンダーに配慮した情報と教育への女性のアクセスを特に推進することにより、女性移動労働者に対する暴力の防止への重点とそのための資金提供支援を強化するよう、すべての利害関係者、特に女性移動労働者の募集に関わっている雇用機関を含めた民間セクターを強く奨励するようさらに各国政府に要請する。

12. 適用できる国内法に従って、手数料を減らし、女性に優しい送金、貯蓄、飛び地投資計画を含めた投資計画を実施することにより、送り出し国またはその他の国々に、移動者の透明性があり、安全で、制限がなく、速やかな送金を妨げるかも知れない障害を除去し、女性移動労働者の経済資源へのアクセス及び管理を妨げるかも知れないその他の問題を解決する措置を適宜検討するようすべての国々を奨励する。

13. 移動の完全な開発インパクトを得るために、女性移動労働者とその家族のために金融識字訓練を考案し、実施するよう、各国を奨励する。

14. 正規経済、特に経済的意思決定への統合を特に育成することにより、エンパワーメントとディーセント・ワークへのアクセスを推進し、適宜公的生活への参画を推進することにより、教育及び情報と意識啓発普及を通して、女性移動労働者に対する暴力の構造的で底辺にある原因に対処するよう各国に要請する。

15. 自然災害及びその他の緊急状況を含め、特に人道危機の時に、入国の状態にかかわらず、緊急保健ケアにアクセスする女性移動労働者の権利を認め、この点で、女性移動労働者が妊娠と出産を根拠として差別されることがないことを保障し、国内法に従って、移動母集団が経験する HIV に対する脆弱性に対処し、彼らの HIV 防止、治療、ケア及びサポートへのアクセスを支援するよう各国政府に要請する。

16. 移動に先立って、また移動中に、義務的な HIV 検査及び妊娠テストを廃止するようにも各国政府に要請する。

17. 家事労働に関わっている者を含めたすべての女性移動労働者を保護する法律と政策を採用し、実施し、国際責務に従っていることを保障するために適用できる国際労働機関条約及びその他の条約に沿って、そのような条約が女性移動労働者を罰するべきではないことを強調しつつ、家事サービスの女性移動労働者に、職場での労働・経済搾取、差別、セクシュアル・ハラスメント、性的虐待の場合には契約を打ち切ることを含め、募集機関と雇用者に対して苦情を申し立てるためのジェンダーに配慮した透明性のあるメカニズムへのアクセスを認めるよう、まだこれを行っていない各国に要請し、すべての権利侵害を速やかに捜査し、罰するよう各国に要請する。

18. 国際機関、NGO、民間セクター及びその他の利害関係者と協力して、国内法に沿って、その入国状態にかかわらず、暴力の被害者である女性移動労働者に、あらゆる緊急支援と保護、及び関連人権条約と適用できる条約に従って、文化的に言語的に適切なできる限りのジェンダーに配慮したサービスを提供するよう、各国政府に要請する。

19. 女性の司法へのアクセスのために法的規定と司法プロセスが設置されていることを保障し、女性移動労働者のニーズと権利に明確に応える法的枠組と特別なジェンダーに配慮した政策を強化・開発・維持し、そのニーズを捉え、その権利を保護するために、既存の法律と政策を改正する適切な手段を取るようにも各国政府に要請する。

20. 移動女性労働者に対する暴力の加害者と仲介者を罰するための刑事制裁と犯罪制裁、可能ならば被害者が司法プロセス中に出席することが認められ、当局によるものを含め、再被害から暴力の被害者である女性移動労働者を保護する措置を含め、被害者が効果的にアクセスでき、適切な手続きの段階で被害者の考えや懸念が示され、検討されるジェンダーに配慮した救済策と司法メカニズムが設置されることを各国政府、特に送り出し国と目的国の政府にさらに要請する。

21. 女性移動労働者の恣意的逮捕と拘禁をなくすための効果的措置を採用し、個人または集団による女性移動労働者のあらゆる形態の自由の違法な剥奪を防止し、罰する行動をとるよう、すべての国々に要請する。

22. 女性移動労働者に対する暴力の問題に対して公共セクターの労働者に意識を啓発し、適切で、専門的で、ジェンダーに配慮した介入を分かち合う目的で、法律執行担当官、入国管理官と国境警備官、外交官と領事担当官、司法官、検察官、公共セクターの医療スタッフ及びサービス提供者のための訓練プログラムを策定し、実施するよう各国政府を奨励する。

23. 女性移動労働者の人権が移動プロセス全体を通して保護されることを保障し、女性移動労働者に対する暴力を防止し、加害者を訴追し、被害者とその家族を保護し、支援するために、人権の視点、ジェンダーに配慮した視点、人々を中心とした視点に基づいて、女性移動労働者に関する移動・労働・反人身取引政策とプログラム間の統合力を推進するようにも各国政府を奨励する。

24. 「領事関係に関するウィーン条約」の第36条の規定に従って、もし女性移動労働者が逮捕されまたは裁判を待つ刑務所または拘禁施設に送られまたは別途拘禁されているならば、権限のある当局が、その国籍のある国の領事担当官と連絡し、アクセスする自由を尊重することを保障し、この点で、遅滞なく、もしその女性移動労働者がそのように要求するならば、その国籍のある国の領事に連絡するよう各国に要請する。

25. 政策評価を助け、女性移動労働者のために効果的実施を確保し、そのインパクトを高め、建設的成果を強化する調整された方法で女性移動労働者に対する暴力に対処する国の努力を継続して支援するのみならず、既存の資金内で女性と国際移動に関連する問題に対するより良い理解に向けて各国政府と協力し、特にジェンダーに配慮し、人権を保護する移動・労働政策の策定を支援するために、性別・年齢別データと情報の収集、普及、分析を改善するよう、国連システム及びその他の関係政府間団体と NGO に勧める。

26. 政策プロセス全体を通して女性移動労働者と関連利害関係者と密接に相談して、最新の関連性別データと分析に基づいた女性移動労働者に関する国内政策を策定するよう各国政府を奨励し、このプロセスが適切な資金を提供され、結果として出てくる政策には、特に雇用機関、雇用者、公務員のための測定できるターゲットと指標、予定表及び監視・説明責任措置があることを保障し、インパクト評価を提供し、適切なメカニズムを通して、送り出し国、経由国、目的国の中及び間の多部門的調整を確保するようにも各国政府を奨励する。

27. 比較できるデータ、及び女性移動労働者に対する暴力とできる限り移動プロセスのあらゆる段階での権利侵害に関する追跡・報告制度を生み出す適切な性別国内データの収集、分析及び普及の方法論を開発し高めるために、事務局の経済社会問題部の統計部、国際労働機関及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連機関(国連ウィメン)を含めた国連の専門知識を利用するよう、また以下を当該各国政府、特に送り出し国、経由国、目的国の各国政府に奨励する:

(a) 女性自身、その家族及びその地域社会に対する移動労働者を含む女性に対する暴力のコストをさらに調査すること。

(b) 女性移動労働者が利用できる機会と開発に与えるそのインパクトを分析すること。

(c) 適切な政策策定と実施のための移動コストと送金に関するマクロデータの改善を支援すること。

28. 人権と女性の移動の人間開発の側面が適切に貧困削減戦略及び「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の実施を目的とした戦略のような国内・地域・国際開発政策と慣行に適切に統合されることを保障するために、2013年10月3日から4日までニューヨークで開催された「国際移動と開発に関する国連高官対話」の宣言⁶³に相当に配慮する適切な措置を取るよう各国政府と国際団体に要請する。

29. 女性移動労働者の権利の推進のための具体的で建設的な成果を通して、そのインパクトを高めるために、その努力を継続し、強化し、市民社会団体を含めたすべての利害関係者とのパートナーシップを推進し、適宜、関連国際・地域条約の効果的実施を支援してその活動を調整するよう国連システムと関連機関を奨励する。

30. 国連システムの諸団体、特に国際労働機関、国連開発計画、国連ウィメン及び国連麻薬犯罪事務所からの最新の情報を考慮に入れて、女性移動労働者に対する暴力の問題及び本決議の実施に関する包括的で分析的でテーマ別の報告書、並びに女性移動労働者の状況に言及している特別報告者及び NGO を含めた国際移動機関のようなその他の筋の報告書を第 72 回総会に提出するよう、事務総長に要請する。

口頭による決定(継続)

3. 副議長(カナダ)の提案に基づき、委員会は項目 65 の下で文書 A/70/337 に留意

決議の採択(継続)

50. 人権理事会報告(A/C.3/70/L.66)---PBI なし

主提案国: シエラレオネ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国

票決前ステートメント: ベラルーシ、イスラエル、シリア・アラブ共和国、朝鮮民主人民共和国、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、リヒテンシュタイン(アルバニア、オーストラリア、カナダ、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイスも代表)、米国

賛成 111 票、反対 2 票、棄権 59 票で決議を採択

採択後ステートメント: イラン・イスラム共和国、コスタリカ、ミャンマー、マラウイ

答弁権行使

イラン・イスラム共和国: 米国のコメントに答える。イランは、二重基準、人権問題の政治利用、米国がその同盟国の人権状況を認めることを拒否していることに言及する。

決議の採択(継続)

51. 子どもの権利(A/C.3/70/L.28/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ルクセンブルグ

共同提案国: アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ボリヴェリア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、キルギスタン、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、メキシコ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、英国、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴェリアン共和国、カナダ、ギニア、日本、レバノン、レソト、リベリア、モルディヴ、フィリピン、韓国、セントキッツ・ネヴィス、スリランカ、スイス、東ティモール、トルコ

第 1 回目の口頭による修正の提案: シエラレオネ(アフリカ・グループを代表)

第 1 回の口頭による修正案の共同提案国: シエラレオネ、エジプト(アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ共和国、コートジヴォワール、コンゴ民主共和国、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、サントメプリンシペ、

セネガル、セイシェル、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエを代表)

共同提案国辞退: リベリア

第一回修正案票決前ステートメント: アルバニア、ウルグァイ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループを代表)

賛成 67 票、反対 85 票、棄権 15 票で第一回口頭による修正案を否決

票決後ステートメント: インドネシア、ナウル

第二回口頭による修正案の提案: イェーメン(エジプト、イラク、リビア、モーリタニア、オマーン、サウディアラビア、シリア・アラブ共和国を代表)

第二回修正案票決前ステートメント: ルクセンブルグ、ベラルーシ、パラオ、パキスタン、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、ウルグァイ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国グループを代表)、アルジェリア、ナイジェリア、ロシア連邦、米国、ニュージーランド(オーストラリア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーも代表)、バルバドス

賛成 63 票、反対 90 票、棄権 11 票で第二回修正案を否決

さらなる決議案全体の修正: ルクセンブルグ

11月24日(火)午後 第55回会議

決議の採択(継続)

51. 子どもの権利(A/C.3/70/L.28/Rev.1)(継続)

票決前ステートメント: 副議長(カナダ)、トリニダード・トバゴ(カリブ海共同体(CAICOM)を代表)

共同提案国の辞退: モルディヴ、ルワンダ

票決前ステートメント: イェーメン(モーリタニア、オマーンサウディアラビア、シリア・アラブ共和国も代表)、ルクセンブルグ(欧州連合及びラテンアメリカ・カリブ海諸国グループを代表)、

賛成 128 票、反対 0 票、棄権 44 票で修正された決議を採択

採択後ステートメント: パキスタン、イラン・イスラム共和国、インド、ケニア、ロシア連邦、ナミビア、ジンバブエ、シンガポール、アルジェリア、モーリタニア、アフガニスタン、ジャマイカ、リビア、エジプト(アルジェリア、アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、カーボヴェルデ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コモロ、コンゴ共和国、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブティ、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニアビサウ、ケニア、リビア、マダガスカル、マラウィ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、サントメプリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、南スーダン、スーダン、スワジランド、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザンビア、ジンバブエも代表)、カタール(湾岸アラブ諸国協力会議を代表)、ホーリーシー

口頭による決定(継続)

4. 副議長(カナダ)の提案で、委員会は、項目 68 の下での文書 A/70/315 に留意

決議の採択(継続)

52. 白皮症の人々(A/C.3/70/L.14/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/70/L.108)

主提案国: タンザニア共和国

追加共同提案国: アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、コンゴ共和国、ホンデュラス、インドネシア、イタリア、レソト、マリ、韓国、ルワンダ、南スーダン、スーダン、スワジランド、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウルグァイ、ジンバブエ

共同提案国の辞退: 東ティモール

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: 米国、カナダ(アイスランド、スイスも代表)、日本、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、タンザニア連合共和国

日本のステートメント: 独立専門家が、同じテーマで総会に報告書を提出するようマンデートを与えられているのに、事務総長からも報告書を要請しているパラグラフ 2 について懸念を表明する。状況が包括的に効果的に対処されるために、事務総長と独立専門家との間のさらなる調整が期待される。

口頭による決定(継続)

5. 副議長(カナダ)の提案に基づき、委員会は、項目 28 の下での文書 A/70/173、A/70/61-E/2015/3、A/70/156 及び A/70/185 に留意

決議の採択(継続)

53. 先住民族の権利(A/C.3/70/L.26/Rev.1)---PBI あり(A/C.3/70/L.109)

主提案国: ボリヴィア多民族国家

追加共同提案国: オーストラリア、オーストリア、チリ、コンゴ共和国、コスタリカ、キプロス、エルサルヴァドル、エストニア、ドイツ、ガイアナ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、リベリア、リトアニア、マレーシア、メキシコ、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: マリ、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、英国、日本、フランス(ブルガリア、ルーマニア、スロヴァキアも代表)、タンザニア連合共和国、ニュージーランド(オーストラリア、ブラジル、デンマーク、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、ノルウェーも代表)

日本のステートメント: 決議のコンセンサスでの採択を歓迎するが、PBI の提供があまりにも遅かったことを残念に思う。

54. 移動者の保護(A/C.3/70/L.20/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルゼンチン、アルメニア、ベリーズ、ブラジル、チリ、エルサルヴァドル、エチオピア、グアテマラ、ホンデュラス、キルギスタン、パラグアイ、アルジェリア、アンゴラ、バングラデシュ、ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、ブルキナファソ、コロンビア、コスタリカ、キプロス、エクアドル、エジプト、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイティ、インドネシア、イタリア、レソト、マリ、ニカラグア、パナマ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、セネガル、タジキスタン、トルコ、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国

55. 食糧への権利(A/C.3/70/L.36/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ

追加共同提案国: アルバニア、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、チリ、コンゴ共和国、コスタリカ、クロアチア、キプロス、コンゴ民主共和国、ジブティ、エジプト、エルサルヴァドル、エチオピア、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ガイアナ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ジャマイカ、日本、ラトヴィア、レソト、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、オマーン、パプアニューギニア、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドエヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、ソロモン諸島、スペイン、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、東ティモール、トリニダード・トバゴ、トルコ、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、カナダ

56. 開発への権利(A/C.3/70/L.37/Rev.1)---PBI なし

主提案国: キューバ(非同盟諸国運動を代表)

共同提案国: エルサルヴァドル

票決前ステートメント: イラン・イスラム共和国(非同盟諸国運動を代表)、米国

賛成 136 票、反対 4 票、棄権 34 票で決議を採択

採択後ステートメント：カナダ、メキシコ、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)

56. 高齢者の人権と尊厳の推進と保護を強化する措置(A/C.3/70/L.50/Rev.1)---PBI なし

主提案国：アルゼンチン

共同提案国：ボリヴィア多民族国家、ブラジル、チリ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、パラグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オーストリア、ブラジル、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、エクアドル、グアテマラ、ホンデュラス、インドネシア、イスラエル、リヒテンシュタイン、マラウイ、マレーシア、マルタ、メキシコ、モロッコ、ネパール、パナマ、ペルー、フィリピン、スロヴェニア、トルコ、米国、ウルグアイ

共同提案国の撤回：スロヴァキア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：日本、スロヴェニア、英国(オーストラリア、カナダも代表)、アルバニア

日本のステートメント：日本は、その国民の高齢化に対処するために最善を尽くしており、この決議のコンセンサスでの採択を支持する。

57. 安全な飲用水と衛生施設への人権(A/C.3/70/L.55/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ドイツ、スペイン

追加共同提案国：アルジェリア、ベナン、ブルンディ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、コートイヴォワール、チェコ共和国、デンマーク、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、エチオピア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ホンデュラス、アイスランド、レソト、リビア、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マラウイ、モルディヴ、マリ、モーリシャス、ミクロネシア連邦、ナミビア、ニカラグア、オマーン、パプアニューギニア、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、シンガポール、ソロモン諸島、南スーダン、タジキスタン、タイ、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ

採択前ステートメント：南アフリカ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：インド、米国、ウズベキスタン、アルゼンチン、カナダ、トルコ

58. 世界の麻薬問題に対する国際協力(A/C.3/70/L.10/Rev.1)---PBI なし

主提案国：メキシコ

追加共同提案国：アンドラ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バルバドス、ベルギー、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、エクアドル、フランス、ドイツ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、グアイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ラトヴィア、ルクセンブルグ、マラウイ、マレーシア、マリ、モナコ、モンテネグロ、ミャンマー、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、パナマ、フィリピン、ポルトガル、カタール、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、サンマリノ、セネガル、セルビア、スペイン、スリナム、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、英国、ウルグアイ

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント：ロシア連邦

口頭による決定(継続)

6. 副議長(カナダ)の提案で、委員会は、項目 107 の下での文書 A/70/87-E/2015/79 に留意

11月25日(水)午前 第56回会議

決議の採択(継続)

59. 人権擁護者の役割とその保護の必要性を認める(A/C.3/70/L.46/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ノルウェー

修正案の撤回：修正案の主提案国シエラレオネ、修正案 A/C.3/70/L.69~A/C.3/70/L.107 までを撤回

追加共同提案国: アンドラ、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、イタリア、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、旧ユーゴスラヴ・マケドニア共和国、テュニジア、トルコ、英国、ウルグアイ

票決前ステートメント: ニュージーランド(オーストラリア、カナダ、アイスランド、リヒテンシュタイン、スイスも代表)、チリ、ノルウェー、パナマ(コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エルサルヴァドル、グアテマラ、ホンデュラス、パラグアイ、ペルー、ウルグアイも代表)、中国、ロシア連邦、ナイジェリア

賛成 117 票、反対 14 票、棄権 40 票で、決議を採択

採択後ステートメント: インド、スーダン、ヴェトナム、ルクセンブルグ(欧州連合を代表)、米国

口頭による決定(継続)

7. 副議長(カナダ)の提案で、委員会は、項目 72(a)の下での文書 A/70/44、A/70/48、A/70/55、A/70/223、A/70/273、A/70/299、A/70/307 及び A/70/425、項目 72(b)の下での文書 A/70/56、A/70/111、A/70/166、A/70/213、A/70/216、A/70/217、A/70/258、A/70/260、A/70/261、A/70/266、A/70/270、A/70/274、A/70/275、A/70/279、A/70/279/Corr.1、A/70/304、A/70/310、A/70/316、A/70/342、A/70/345、A/70/361、A/70/371、及び A/70/438、項目 72(c)の下での文書 A/70/313 及び A/70/392 に留意した。

決議の採択(継続)

60. 第 71 回総会第 3 委員会の暫定作業計画(A/C.3/70/L.110)

委員会は、文書 A/C.3/70/L.110 に含まれている通り、第 71 回総会の第 3 委員会の暫定作業計画を承認し、総会本会議にこれを伝えることを決定した。

決議内容

第 71 回総会第 3 委員会暫定作業計画

- 項目 1. 社会開発
 - (a) 社会開発
 - (b) 生活のための識字: 今後のアジェンダの形成
- 項目 2. 犯罪防止・刑事司法
- 項目 3. 国際麻薬抑制
- 項目 4. 女性の地位の向上
- 項目 5. 子どもの権利の推進と保護
 - (a) 子どもの権利の推進と保護
 - (b) 子ども特別総会の成果のフォローアップ
- 項目 6. 先住民族の権利
 - (a) 先住民族の権利
 - (b) 「先住民族に関する世界会議」として知られている総会高官本会議の成果文書のフォローアップ
- 項目 7. 人権の推進と保護
 - (a) 人権条約の実施
 - (b) 人権と基本的自由の効果的享受を改善するための代替取組を含めた人権問題
 - (c) 人権状況と特別報告者と代表の報告書

- 項目 8. (d) 「ウィーン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ
人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃
(a) 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容の撤廃
(b) 「ダーバン宣言と行動計画」の包括的实施とフォローアップ
- 項目 9. 民族自決権
- 項目 10. 人権理事会報告
- 項目 11. 国連難民高等弁務官報告、難民、帰還民、国内避難民に関する問題と及び人道問題
- 項目 12. 総会の作業の再活性化

委員会作業の終了

閉会挨拶: 副議長(カナダ)、委員会事務局、英国、エジプト

以 上